

野放し産業

マレーシアの違法で破壊的な森林伐採と日本のビジネス



global witness

2013年9月



目次

概要	3
提言	4
I. サラワク州における汚職、違法伐採、森林破壊	5
II. 日本のサラワク州との木材貿易：長年のパートナー	7
違法伐採事例：サムリン社とシンヤン・グループ	7
サラワク州における違法伐採と日本の買付業者の関係	11
日本のサラワク州との高リスク木材の取引	13
III. 日本の木材合法性証明制度	14
サラワク州の木材：合法性も持続可能性も保証されない	15
日本の違法伐採対策の弱点	16
結論	19
後注	20

表紙イラスト：岡林玄典

ピントゥル市のシンヤン社合板
工場



概要

日本は20年以上にわたり、マレーシア・サラワク州の木材製品の最大の輸入国であり続けている。本報告書では、サラワク州の林業部門に蔓延する組織的な汚職、違法伐採、人権侵害およびサラワク州と日本の大規模な木材貿易について考察する。日本は、米国、欧州連合、オーストラリアとともに、違法木材製品の輸入を包括的に禁止し、買い手に木材製品のサプライチェーンに関する「デュー・ディリジェンス」を義務付ける法律を制定すべきであると論じる。サラワク州の深刻な状況に鑑み、日本企業は、同州から木材製品が合法かつ持続可能な方法で汚職も人権侵害もなく生産されていることが第三者によって検証されない限り、それを調達することを直ちに止めるべきである。

昔は豊かだったサラワク州の熱帯雨林は、三十年以上にわたり、汚職で悪名高い同州の首席大臣アブドゥル・タイプ・マハムド氏およびその親類、商売仲間が私腹を肥やすために収奪されてきた。首席大臣は、文化と生活を森林に頼る先住民族の慣習的な土地に対する権利を無視しながら、サラワク州の森林の多くを網羅する伐採およびプランテーション開発のためのライセンスを少数のエリートに分配してきた。¹ グローバル・ウィットネス他が最近行った調査で、サラワク州の林業部門および土地開発部門で汚職、贈収賄、脱税、違法伐採などの犯罪活動が広範囲に蔓延していることが判明した²。森林の激しい伐採と開墾により、サラワク州はアジアでも森林減少率の最も高い地域の一つとなっており、元々あった森林の内、手付かずの状態で残っているのは、その僅か5%に過ぎない。³

過去数年間、サラワク州の木材製品の輸出量および輸出額の約三分の一が日本向けとなっている。⁴ この貿易で、双日株式会社、伊藤忠商事、丸紅株式会社、住友林業、住友商事、三井物産など日本の最大手の総合商社が支配的な役割を果たしている。その多くは、サラワク州の最大手の伐採会社と長年の取引相手となっている。⁵ これらの伐採会社の幾つかはサラワク州および操業する他の国々で組織的な違法伐採および持続不可能な伐採に関わっていることが最近、判明している。⁶

本報告書では、グローバル・ウィットネスの調査研究により、広範囲な違法伐採および持続不可能な伐採が行われていることが最近確認されたサラワク州最大手伐採企業2社の伐採コンセッションから来たか、そこから来た可能性の高い木材製品を、日本企業が購入していることを示す2つの事例を紹介する。

事例1：サムリン・グローバル社は日本に合板および丸太を供給する主要な会社の一つである。サムリン社は、サラワク州の伐採コンセッションで同国の森林法に組織的に違反する施設を行っていることが最近、発見されており⁷、先住民族の慣習的な土地に対する権利を侵害したことに関して国内の裁判所で提訴されている。⁸ 双日株式会社とその関連会社は、毎年、サムリン社から数千万米ドル⁹もの木材製品を購入しているが、その中には、広範囲な違法伐採および持続不可能な伐採が行われていることが確認されている伐採コンセッションから原木を供給される工場からのものも含まれている。2012年10月にグローバル・ウィットネスは、伊藤忠商事の子会社、三興プライウッド（当時）の貯木場および蒲郡港にこれらの2つのコンセッションから来た丸太があったことを確認した。

事例2：シンヤン・グループも日本に木材製品を供給する主要な企業の一つである。シンヤン社がサラワク州において違法伐採、持続不可能な伐採および人権侵害に関わっていることについてグローバル・ウィットネスは最近報告した。¹⁰ 双日株式会社と伊藤忠商事は、シンヤン社から木材製品を購入している。違法伐採および持続不可能な伐採が最近確認された伐採コンセッションから原木が供給されている工場からのシンヤン社の合板を日本のホームセンターであるカインズ・ホームとリビングスタイルハウスが取り扱っていることをグローバル・ウィットネスは発見した。このコンセッションは、「ハート・オブ・ボルネオ」と呼ばれる極めて重要な生物多様性保全地域の中にある国立公園候補地と重複している。

こうした証拠を提示したにも関わらず、グローバル・ウィットネスおよび他のNGOが接触した日本の業界団体と企業は、サムリン社およびシンヤン社から調達している木材製品が合法的に人権侵害なく生産されていることを独立検証する対策を講じてこなかった。

日本政府は違法伐採対策を行うことを公約しているが、これまで、限られた方策しか講じていない。2005年のG8サミットで日本を含むG8諸国は「違法伐採および関連する取引と腐敗がもたらす環境劣化、生物多様性の損失、森林減少、そしてそれによる気候システムに及ぼす影響」¹¹を認め、「違法木材の輸入と市場売買を止めるために」段階的に取り組むことを約束した。¹² その後、米国および欧州連合は、違法木材製品の輸入を禁止し、サプライチェーンに関して「デュー・ディリジェンス」を行って違法木材の調達を避けることを買い手に義務付ける包括的な法律を整備した。2012年にオーストラリアも同様の法律を可決させた。

対照的に日本の法規は中央政府機関による違法木材製品の使用のみ禁止しているが、これは日本の木材製品の総消費量の5%に満たない。¹³ この法規では、熱帯材合板の一般的な用途であるビル建設用コンクリート型枠も対象外となっている。日本の法律では、民間企業と民間人が合法な木材製品を購入することは奨励しているが、義務付けていない。¹⁴ しかも、日本政府が定めた合法性証明の要件は重大な弱点があり、サラワク州のようなリスクの高い産地から輸入する木材製品が合法であることを保証するために買い手がサプライチェーンに対する「デュー・ディリジェンス」を行うことも義務付けていない。組織的な違法伐採と持続不可能な伐採が確認されている伐採コンセッションから来ているものを含め、サラワク州産の木材製品のほとんどは、日本の合法木材証明制度の下で合法と認定される可能性が高い。

熱帯林の減少は全地球規模の環境危機である：それは気候変動を引き起こす温室効果ガスの排出量を大幅に増やし、¹⁵ 地球の生物多様性の半分近くにとって生存の脅威となっている。¹⁶ 日本は中国に次いで世界で二番目に多くの熱帯木材を輸入しており、熱帯材合板の輸入では世界第一位である。それは主に深刻な脅威に曝されているマレーシアとインドネシアの熱帯雨林を産地としている。2010年に行われた調査で、主要な工業先進国之内、違法木材製品の一人当たりの消費量が一番多いのは、日本であると結論付けられた。¹⁷ なればこそ、熱帯林破壊を食い止め、サラワク州などで汚職、人権侵害、環境劣化をもたらす違法木材の取引を終わらせるための世界的な取り組みで日本が果たすべき役割は極めて大きいと言える。

その必須の第一歩として、日本は、米国、欧州連合、オーストラリアと同様に、違法木材製品の輸入を禁止し、全ての買い手に木材サプライチェーンに対する「デュー・ディリジェンス」をしっかり実施させることが求められる。さらに日本は熱帯木材の使用を削減する措置を早急に講じるべきである。

グローバル・ウィットネスは、本報告書で述べている申し立ての内容を関係する主要な企業及び業界団体に呈示した。双日株式会社、伊藤忠商事、株式会社カインズ、日本木材輸入協会、全国木材組合連合会から回答が得られ、これらの回答からの関連性のある内容が報告書の本文に取り入れられた。

提言

日本は、違法木材製品の取引を禁止することに関して、他の主要な木材製品消費国、すなわち米国、欧州連合、オーストラリアに対して遅れを取っている。こうした遅れは、違法木材の別の目的地を提供することにより、これらの国々の取り組みを損なっており、日本がG8サミットで約束した違法伐採対策への期待に添わない。従って、次の対策を講じられるよう要請する。

日本政府は：

- ・ 違法木材製品が日本市場に入ることを禁止し、市場に木材製品を出荷する企業もしくは個人がサプライチェーンに関して厳格なデュー・ディリジェンスを行うことを義務付ける規制措置を策定すること。規制措置には以下の内容が含まれるべきである：
 - 全ての木材製品の産地と樹種等に関する情報を取得し、あらゆる入手可能な情報を用いて違法性リスクを評価し、リスクを軽減するための適切な措置を講じるデュー・ディリジェンス要件、
 - 特に汚職および慣習的な土地権に関する法律違反に配慮しつつ、全ての関連する法律の順守を義務付ける「合法性」の定義、
 - 法令不順守に対する有効な法執行と、それを抑制する罰則。

- ・ 再活性化した国内林産業からのものを含め、違法性リスクの少ない持続可能な木材製品の使用を促進すること。
- ・ 日本の消費が熱帯林に及ぼす影響を評価し、熱帯林の劣化もしくは減少に加担する木材製品の使用を無くす政策を策定すること。

日本企業は：

- ・ 自社が購入する木材製品が汚職、違法伐採、人権侵害、環境破壊を伴わずに生産されたことを保証するために、サプライチェーンに対する厳密なデュー・ディリジェンスを実施し、それが保証できない場合は、直ちにその調達を止めること
- ・ サラワク州の木材製品が合法的で持続可能な、腐敗および人権侵害を伴わない方法で生産されていることを独立検証できるまで、同州からの木材製品の輸入を止めること。

日本の消費者は：

- ・ 木材製品を購入する時は必ず、それがどこのどういうものなのかについて訊ね、それが合法で持続可能な、人権侵害を伴わない方法で生産されたことを証明できる場合のみに購入すること。



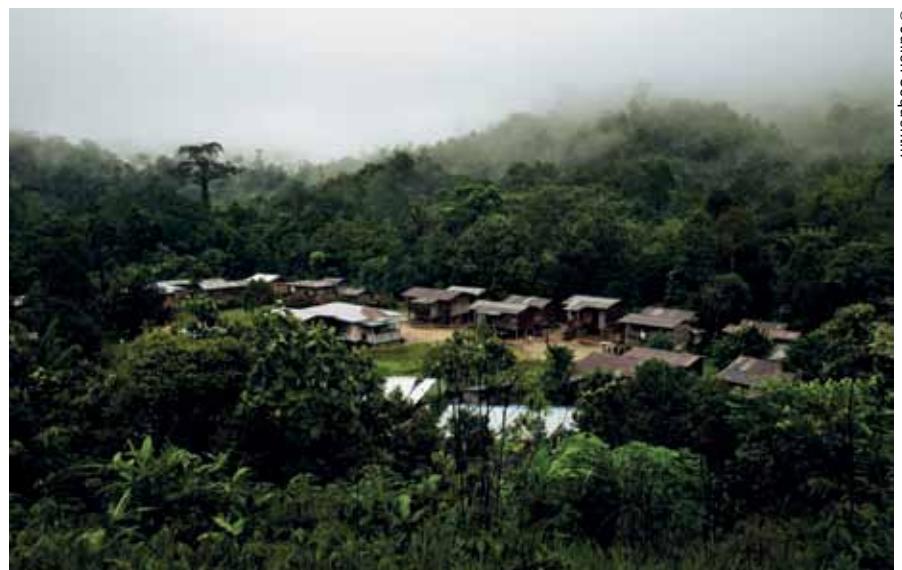
I. サラワク州における汚職、違法伐採、森林破壊

マレーシア・サラワク州（ボルネオ島）での汚職問題は、マレーシア連邦政府、諸外国政府¹⁸および市民社会組織が広く認識してきた課題である。2011年にマレーシア連邦汚職対策局（MACC）は州主席大臣アブドゥル・タイプ・マハムド氏に対し収賄の嫌疑で公式な捜査を開始したことを発表した。¹⁹ NGOもタイプ氏の職権濫用に関して同様の懸念を表明してきた。²⁰ グローバル・ウィットネスが最近行った調査で、サラワク州の林業部門および土地開発部門における政府高官による組織的な汚職が暴露された。タイプ氏が資源計画・環境大臣という立場で伐採およびプランテーションのライセンスを発行する見返りとしてリベートを受け取っている証拠をグローバル・ウィットネスは暴いた。²¹ 土地リースの発行は政治的な縁故関係者を引き立てるのにも使われており、タイプ氏の親類が市場価値の数分の一の価格で土地へのアクセス権を獲得し、それを大きな利鞘で転売できるようにしていることも調査で明らかになった。しかも、土地リースの販売には、不動産収益税の支払いを回避する仕組みが使われていることが分かった。²² これは、マレーシアで禁固刑に値する犯罪である。²³ この調査結果を受けて、国際反汚職NGOであるTransparency Internationalは、MACCの調査が完了するまで退任するようタイプ氏に要求した。²⁴ その後、MACCはタイプ氏の関わる汚職嫌疑の調査に費やすリソースを増強している。²⁵

サラワク州の腐敗した土地分配制度は、先住民族の土地と森林資源が奪われるのを助長してきた。先住民族の「伝統的に所有し、占有し、またはその他の方法で使用し、もしくは取得してきた土地や領域、資源に対する権利」を尊重するというマレーシアの国際公約の違反に他ならない。²⁶ これらの権利は、マレーシアの裁判所の一連の判決にも裏付けられている。²⁷ しかし、サラワク州政府は、これらの判決を踏まえて法律や意思決定プロセスを改めることを怠っており、マレーシア人権委員会（SUHAKAM）から慣習的な土地に対する権利を認めてこなかったことに関して批判されている。サラワク土地法は、サラワク州政にあらゆる先住民族の慣習的な権利を抹消する権限を与えており、²⁸ 狩猟、漁獲、食物や薬草、建材などの採集といった伝統的な森林の利用を無視し、先住民族の慣習的な権利を耕作もしくは居住した場所にだけ限定する狭い解釈に固執してきた。最近の報告書でSUHAKAMは、この定義は「先住民族が土地を占有するのに用いてきた伝統的および文化的な慣習を考慮していない」と指摘し、「政府による伐採会社への伐採コンセッションの提供とアブラヤシ栽培のための土地リースは[先住慣習権により]土地権を主張する者たちに悪影響を及ぼしてきた」と所見を述べている。²⁹ その結果、森林と土地に生活を頼るサラワク州の先住民族は蔑にされ、食料不足と極度の貧困に喘いでいる。³⁰ 2009年10月現

在、サラワク州の裁判所では土地権をめぐる裁判が多数、係争中であり、その多くは、伐採およびアブラヤシ開発のためのライセンスの発行により慣習的な土地に対する権利を侵害されたと主張する先住民族によって提起されたものである。³²

政府による監視と法執行の弱さも、伐採会社が組織的にサラワクの森林法を侵害することを許す一因となっている。政府も持続可能性に関してほとんど無策だった。1990年に国際熱帯木材機関（ITTO）がサラワク州に派遣したミッションは同州の森林が「環境に被害を及ぼす方法で」持続可能な速度の二倍の早さで伐採されていると結論付けた。³³ それ以降、伐採の速度は、平均するとITTOが定義する「持続可能な」収穫量の三倍以上のレベルに増えている。³⁴ しかも、グローバル・



© Julien Coquentin

(上) バラム川上流域ロング・ラマイ地区の先住民族、ブナン人のコミュニティーは、巨大伐採会社から林地と生活を守ろうと闘ってきた多くのコミュニティーの一つ。

(下) 森の川で魚を獲るブナン人男性。森林はサラワク州の多くの先住民族の伝統的な生計で欠かせない役割を果たす。



© Julien Coquentin

ウィットネス他は、サラワク州の森林法に違反した伐採の例についても記録してきた：例えば、保護樹種および規定を下回る小径木の伐採、ライセンスの境界線の外での伐採、急斜面での伐採、必要な環境影響評価の実施も怠った既定の伐期前の再伐採、許可面積を超える林道両脇の森林の整地、土壌侵食および伐採の瓦礫による汚染を回避するための河川沿いの緩衝地帯の維持に関するルールの違反などである。³⁵

違法伐採と持続不可能な伐採はサラワク州の熱帯雨林と、嘗て豊かだった生物多様性に壊滅的な打撃を及ぼしてきた。現在、サラワク州の森林減少率は、他のどの熱帯木材生産地域よりも高い年率約2%となっている。³⁶ 日本の本州の半分もしくはイングランドと同程度の面積を持つサラワク州では、1990年から2009年にかけて、地球を9周するのと同じ364,489キロの伐採道路によって森林が虫食い状態にされた。³⁷ グローバル・ウィットネスの推計では、サラワク州に元々あった森林の内、手付かずの状態で残っているのは5%だけであり、正式に保護されているのはその約半分に過ぎない。一方、サラワク州の面積の47%は既に切り払われているか、プランテーションとして開墾するライセンスが発行されている。³⁸

この数字は、サラワク州の面積の84%が現在も森林に覆われているとするサラワク州政府の主張とは大きく乖離している。⁴⁰ 政府が主張する数字にはアブラヤシおよび外来樹種の人工林も含まれている。逆に、残された天然林のほとんどが何回か伐採のためにひどく傷んでいることが人工衛星画像から確認されている。⁴¹

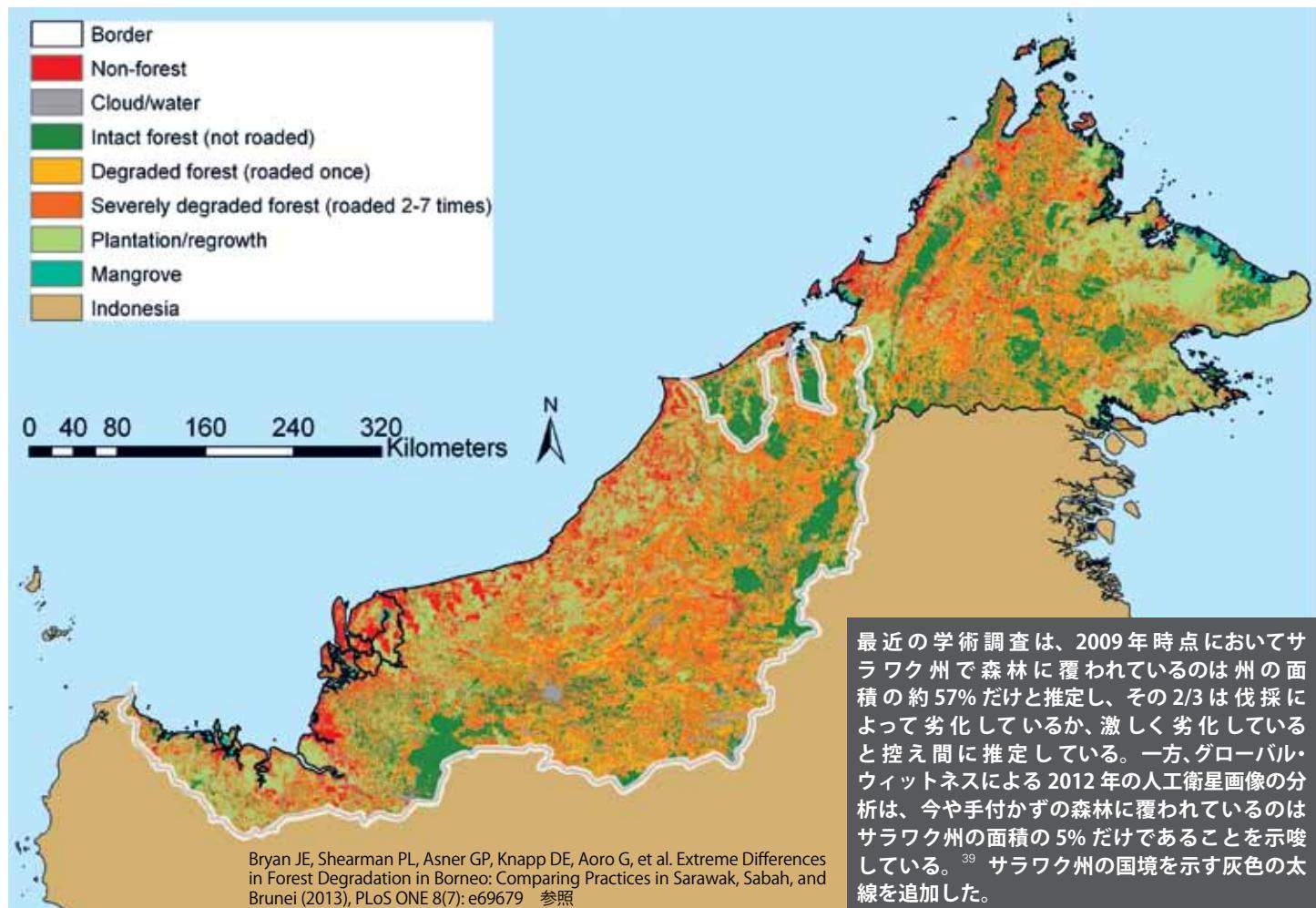
オランウータン、ゾウ、サイなど、絶滅の危機に瀕している動物も生息する同地域の貴重な生物多様性を考えると、特に憂慮すべき事態である。⁴² サラワク州は、WWFが主導しているマレーシア、インドネシアおよびブルネイの総面積2200



タイブ首席大臣は、2012年に日本の横浜で行われた国際熱帯木材理事で基調講演し、「サラワク州は持続可能な森林経営の探求に今や力強く乗り出していることを理事会に喜んで伝えたい」と語った。

万ヘクタールに及ぶ「ハート・オブ・ボルネオ」と呼ばれる国境を越えた環境保全事業の対象地の一部である。⁴³ 「ハート・オブ・ボルネオ」での伐採および森林開墾の大半はサラワク州で行われている。⁴⁴

しかし、上述した証拠があるにも関わらず、日本は、二十年以上にわたってサラワク州の木材製品の最大の買付国であり続けている。



II. 日本のサラワク州との木材貿易： 長年のパートナー

日本の木材需要の約4分の3は海外から賄われている。⁴⁵ 1960年代以降、日本は、国内木材生産量が減少したのに伴い、木材輸入量が大幅に増えた（図1参照）。日本は、米国、欧州、中国に次ぐ、世界第四位の輸入木材製品の消費国であり、中国に次いで第二位の熱帯木材輸入国である。2009年の時点で、日本における木材の主な用途は、パルプ・チップ（46%）、製材（37%）および合板（13%）だった。⁴⁶ 熱帯木材は、一般に床材、内装材、建築物外壁、家具、コンクリート型枠などに使われている。⁴⁷ 日本は世界第一位の熱帯材合板輸入国であり、日本の建設業界は、生コンクリートを一時的に固める型枠としてよく使われるコンパネと呼ばれる合板を作るのに熱帯材を大量に使用している。⁴⁸

日本では、熱帯産広葉樹材のほとんどは、アジア太平洋地域から輸入されており、日本の輸入業者の間で「南洋材」と呼ばれている。その大半はマレーシアおよびインドネシアからの合板である。⁴⁹ 日本とマレーシア・サラワク州の間の木材貿易は、世界最大の二国間の熱帯木材取引量を誇っている。1995年以来、日本は平均してサラワク州の全木材製品の輸出量の1/3、合板輸出量の半分以上を輸入してきた。それは累積で5000万立方メートル（m³）の熱帯産広葉樹材に相当する（図2参照）。

今日も日本はサラワク州の一番の上得意様である。2012年において、日本の輸入は、サラワク州から輸出された総額約8億米ドル相当の木材製品を丸太に換算した総容積の31%を占めていたと推定される。⁵⁰ この二国間の合板貿易は両国にとって特に重要である。2012年においてサラワク州の合板輸出の55%は日本向けであったが、それは日本の合板輸入の49%に相当した。⁵¹

日本の数多くの木材業者や商社がサラワク州から木材製品を購入しているか、現地子会社、他の日本企業との合弁会社またはマレーシア伐採企業との合弁会社を通して現地で操業している。サラワク州の主要な伐採業者は、サムリン・グループ、シンヤン・グループ、KTS グループ、リンブナン・ヒジャウ、タアン・グループ、WTK グループなどであるが、いずれも、日本向けに丸太や加工木材製品を様々な子会社を経由して販売している。⁵²

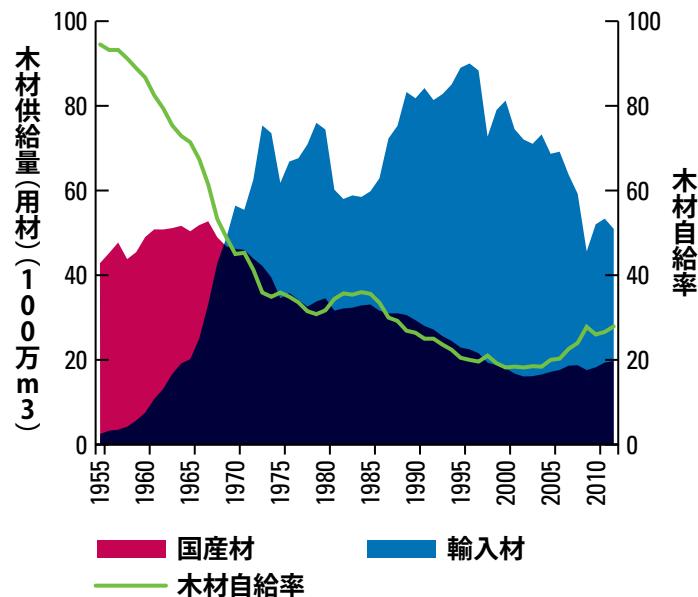


図1：1955年以降の日本の国産材と輸入木材の使用量。木材輸入が増えるに従って国内木材生産量が激減した。出典：農林水産省統計

違法伐採の事例：サムリン・グローバルとシンヤン・グループ

サラワク州の最大の伐採業者2社、サムリン・グローバルとシンヤン・グループおよびその子会社の操業に関して最近行われた独立調査で組織的な森林法違反の証拠が見つかっている。⁵³ このことを考慮し、グローバル・ウィットネスは、違法伐採が確認されているサラワク州の伐採コンセッションからの木材製品が日本に輸入されているかどうか検証するために研究を行った。実際にそういうことが起こっている証拠を以下に示す。



図2：二十数年来、日本はサラワク州からの木材製品の最大の買付国であり、1995年以来の同州の全合板輸出の約半分を占めている。



事例1 - サムリン・グローバル

サムリン・グローバルは日本のいくつかの大手総合商社と長年にわたる関係を確立している。2011年度における同グループの日本向け輸出額は、その合板輸出額の60.1%、丸太輸出額の9%を占め、1億4400万米ドルに上った。⁵⁴ 最近、サラワク州におけるサムリン社のコンセッションで組織的な違法伐採が行われていることが信頼できる独立した情報筋によって確認されている。本事例研究では、最近、違法伐採が確認されているコンセッションからの丸太、および、これらのコンセッションから原木を得る工場からの合板を日本企業が購入している証拠を提示する。

サムリン社は、日本の最大の総合商社の一つ、双日株式会社と長年にわたる取引関係を有しており、双日への主な合板の供給業者の一つとなっている。⁵⁵ 2010～11年度において、サムリン社は約5000万米ドル相当の木材製品を双日に販売した。⁵⁶ 最近、両社はサラワク州からの丸太、合板、その他

の木材製品の供給に関する契約を2015年末まで更新した。双日は、日本の合板輸入量の25%を供給している。⁵⁷

最近の独立した調査で、日本向けに木材製品を出荷する工場に原木を供給するものを含め、サムリン社の複数の伐採コンセッションで、広範囲で組織的な違法伐採が行われていることが暴露された。⁵⁸ 2009年にマレーシアの監査総監は、不十分な監督と脆弱な法執行のために違法伐採が見過されており、それに伴ってサラワク州で環境劣化が発生していると結論付けた。⁵⁹ 監査総監は、サムリン社の二つのコンセッションにおいて急斜面および川岸の近くで違法伐採が行われており、土壤浸食と水質汚染を引き起こしていることを発見した。⁶⁰ 2009年に世界最大の政府系年金基金であるノルウェー政府年金基金の倫理委員会が行った調査で、「調べた6つのコンセッション・エリアの全てで、ライセンス条件、規則、その他の条件の違反が繰り返し、広範囲に行われていること」が突き止められ、「同社のこのような受け入れがたい慣行は続くだろう」と判断された。⁶¹ これに対して、サムリン社は、その



独立した調査により、サラワク州でのサムリン社の複数のコンセッションで組織的な違法伐採が行われていたことが確認された。このような行動が改められる可能性は低いとある調査で結論付けられた。ここでは、サムリン社の伐採道路沿いの過剰な整地の様子を示す。

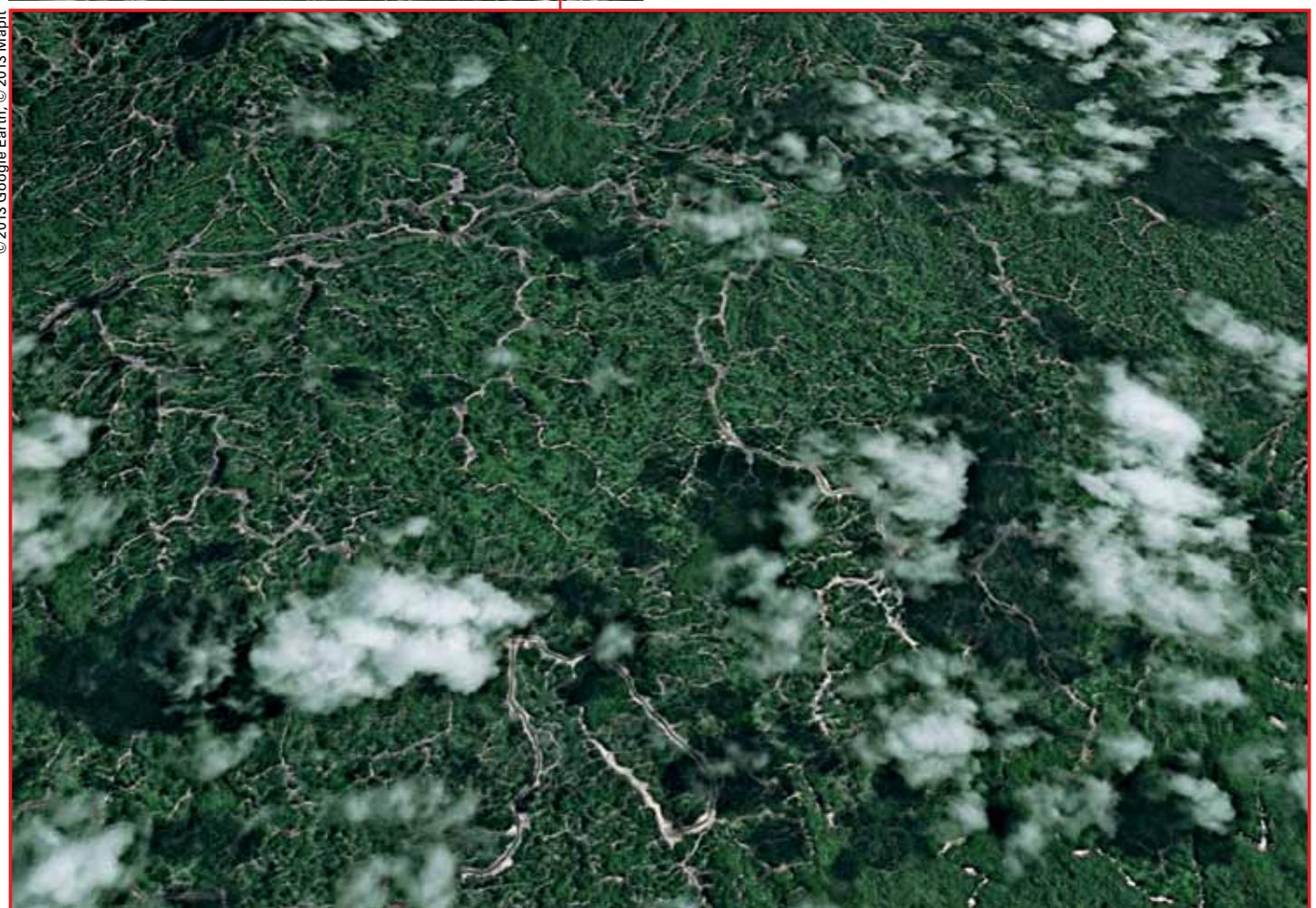
全ての操業が関連法規に準拠していると主張したが、委員会の所見への反証となる具体的な情報は提供しなかった。2010年にノルウェー年金基金は、調査結果を踏まえて、保有していたサムリン社の株を売却することを選んだ。

最近、グローバル・ウィットネスが行った調査で、組織的な違法伐採が最近確認されているサムリン社のコンセッションに迫ることのできる丸太が日本に輸入されていたことが判明した。2012年10月にその丸太が蒲郡の港湾当局の保管場所および伊藤忠商事の完全子会社（当時）三興プライウッドの貯木場で確認された。⁶² 双日は、組織的な違法伐採が最近確認されたコンセッションから原木を供給されている、サムリンの子会社が運営するミリ市の二つの工場およびビントゥル市の工場から合板を購入している。伊藤忠および双日が購入している木材製品と確認済みの違法伐採の関係については、

シンヤン社は、ダナム・リナウ国立公園指定地域と大いに重なるT/3342 コンセッションにおいて、違法で破壊的な原生林の伐採を行っている。



© 2011 Google Earth, © 2011 Tele Atlas



© 2013 Google Earth, © 2013 Mapit

表1と12～13ページの図で示した。グローバル・ウィットネスがコメントを求めたところ、伊藤忠は、同社がサラワク州から購入する丸太と木材製品は、サラワク州の関連する政府機関によって合法であることを証明されており、同社スタッフもしくは代表者は定期的にサプライヤーを訪問してヒアリングおよび／もしくはアンケートを実施し、同社のCSRガイドラインと矛盾していないかどうか評価していると述べた。2012年に実施した調査に基づき、サムリン・グローバルが同社のCSRガイドラインを満たしていることに納得していると述べた。伊藤忠はさらにサムリン・グローバルによる「人権侵害もしくは持続不可能な伐採の証拠は見出していない」と述べた。双日はサムリン・グローバルが「生産、製造および輸出に関わる如何なる工程においても法律に違反したことなく」、双日がサムリン・グローバルに対して「調査を実施し、ヒアリングを行った」と述べた。それはサムリン社の伐採に関する第三者の申し立てに関して評価するために行われたと思われるが、双日からの回答には、これらの措置の背景や内容に関する詳細な説明はなかった。

2011年12月にグローバル・ウィットネスおよび他の13の環境保護団体は、双日の代表者が副会長を務める日本木材輸入協会(JLIA)および全国木材組合連合会(JFWIA)に、ノルウェー年金基金の所見およびサムリン社の木材が違法な方法で生産されているリスクの高さについて伝えた。⁶³ しかし、その後、調達先を変更したり、サムリン社からの木材製品の合法性を独立検証したりした形跡は見られない。この申し立てに対するコメントを求めたところ、全国木材組合連合会は、2012年1月27日にサラワク州で合法性について最終判断をする権限をもっているサラワク州政府の責任者から、「サムリン社の伐採コンセッションでの操業は」違法性があるものではないとの見解が示されたところであると述べ、日本木材輸入協会は、



サラワク州の木材製品の最大の買付業者の一つ、双日の東京本社

2012年1月17日に東京でサラワク州政府とサムリン・グループの代表団と会ったが、違法行為の申し立てを裏付ける証拠を見出さなかつたと述べた。全国木材組合連合会は「サラワク政府の見解では違法な行為でないということなので、違法なものが合法として認定されているという、今回示された文書は不適切である」と主張した。

サラワク州の森林法の組織的な違反が起こっているだけでなく、先住民族がサムリン社やその子会社を先住慣習権の侵害で訴えた裁判も幾つか係争中である。サムリン・グローバルの完全子会社 Merawa Sd. Bhd. 社に対して、同じく違法伐採が確認されているあるコンセッションの土地をめぐって、2007年にロング・ラマイ村のブナン人たちが提訴した裁判もその一例である（表1のT/0390 コンセッションを参照）。最近の裁判所の判決で、ブナン人原告に先住慣習権侵害に関して損害賠償を請求する権利があることが確認されたが、裁判は係争中である。⁶⁴

事例2 - シンヤン・グループ

シンヤン・グループは日本企業への主要な木材供給会社である。2012年に行なった調査でグローバル・ウィットネスは、シンヤン社により違法伐採と持続不可能な伐採が行われていることを確認し、こうした伐採が確認された場所から来ている可能性の高い木材が日本企業によって購入されている具体例を特定した。シンヤン社は工場をミリ市で1つ、ビントゥル市で3つ運営している。⁶⁵ Shin Yang Industries (Bintulu) 社は、Shin Yang Corporation が65%の株を持ち、州政府が運営するサラワク木材産業開発公社が30%の株を保有している。⁶⁶ 同社は上場していないため実態が不透明だが、シンヤン社は双日への大手の合板供給業者であり⁶⁷、2010年11月時点ではビントゥル市の工場から丸太を伊藤忠に供給していた。⁶⁸

最近のシンヤン社コンセッションの人工衛星画像では、急斜面での違法伐採および国立公園候補地での伐採の例がいくつも見られた。⁶⁹ 「ハート・オブ・ボルネオ」保全地域の核心部にあり、サラワク州に残る5%の手付かずの森林の大きな割合を占めるDanum川・Linau川流域に位置する伐採コンセッションがシンヤン社の広葉樹材の主要な供給源の一つとなっている。⁷⁰ Danum-Linau 国立公園候補地の総面積13万5千ヘクタールの内、まだ伐採されずに残っているのはその10%以下に過ぎない。その境界線内で大掛かりな伐採が行われていることがその主な理由である。⁷¹

サラワク州からの木材調達は企業の社会的責任（CSR）を果たす約束と矛盾する。

双日及び伊藤忠がサラワク州で違法伐採、持続不可能な伐採および人権侵害に関わる企業と取引を行うことを決めることは、両社がそれぞれ標榜している社会的責任と環境の持続可能性に関する原則と矛盾している。

双日グループ「サプライチェーン CSR 行動指針」では、例えば、同社が「自然生態系、地域環境および地球環境の保全に配慮し」（指針6）、「関係法令を遵守し、公正な取引および腐敗防止を徹底する」（指針7）としている。⁷⁴

同様に、伊藤忠商事の「CSR 推進基本方針」は、「環境・人権に配慮した」サプライチェーンマネジメントの原則（方針3）にコミットし、環境に関する行動指針では同社が「自然生態系並びに生物多様性、地域環境及び地球環境の保全に配慮し」、「環境保全に関する国内外の法令諸規則及びその他当社の合意した事項を遵守する」と述べている。⁷⁵

これらの約束を守るために、双日と伊藤忠は、サラワク州の企業の木材製品が合法的で持続可能な、人権侵害のない方法で生産されていることを独立検証しない限り、そうした製品を調達することを止めるべきである。

以上の申し立てに対して、伊藤忠は全ての重要なサプライヤーに対して毎年調査を実施しており、2012年の調査結果に基づき、サムリン・グローバルとシンヤン社が同社のCSRガイドラインを満たしていると納得していると述べた。さらに伊藤忠は、同社が環境への責任とCSRを重く受け止めており、CSRガイドラインに違反していることが確認されたサプライヤーとの取引は中止するようとしていると述べた。双日は、「環境面及び社会面に配慮する」対策が講じられていることを確認するために「実地調査や他の方法」を使っていると述べた。

グローバル・ウィットネスは、Danum-Linau 国立公園候補地にあるシンヤン社のコンセッションからの丸太が蒲郡の港の貯木場にあったことを確認した。ビントゥル市にあるシンヤン社の合板工場に辿ることのできる丸太で作られた合板がベイシア・グループの子会社カインズ・ホームという日本のホームセンターの園芸用品売場および岡崎製材の子会社リビングスタイルハウスのホームセンターにあったことが確認された。表1および12-13ページの図にシンヤン社による違法伐採・持続不可能な伐採と日本に輸入されている木材製品の関係についてまとめた。

伊藤忠も双日も、グローバル・ウィットネスからコメントを求められると、シンヤン社に対する嫌疑を否定する回答をした。両社のサムリン社とシンヤン社に関するコメントは前段で要約した。カインズは、懸案の合板は、商社を通して購入したものであり、独自の検証手段は用いておらず、販売している合板がどの国もしくは工場で製造されているのかは把握していないと答えた。

サラワク州におけるシンヤン社の伐採事業は森林法の違反ばかりでなく、人権侵害とも関係していることが知られている。2009年にマレーシア人権委員会（SUHAKAM）は、同社により先住民族の土地権が侵害されていること、同社の環境影響調査で先住民族コミュニティーの存在が否定されるという「ひどい欠点」が見つかっていることを指摘した。⁷² グローバル・ウィットネスは、シンヤン社の元従業員および同社の操業に影響を受けている村人から、伐採に反対する従業員や村人を脅迫するために同社が「武装した暴力団員」を使っていたということを知らされた。⁷³

表1：サラワク州における違法伐採と日本の買付業者の関係

	伐採コンセッション	確認された違法施業 ⁷⁶	コンセッション保有子会社	供給先合板工場 ⁷⁷	日本企業との関係*
サムリン・グローバル	T/0411	<ul style="list-style-type: none"> 必要な環境影響評価を実施せずに再度入って伐採 地形クラスIV（35度以上の斜面）で陸上伐採と道路建設 伐採道路建設のための過剰な森林の整地 河岸緩衝地帯での皆伐と伐採瓦礫による川の汚染 	Samling Plywood (Baramas) Sdn. Bhd. 伐採は Syarikat Samling Timber Sdn Bhd. による	ミリ市にあるサムリン合板工場	<ul style="list-style-type: none"> 双日は Samling Plywood (Baramas) と Samling Plywood (Miri) から合板を購入
	T/0413	<ul style="list-style-type: none"> 河岸緩衝地帯での皆伐と伐採瓦礫による川の汚染 保護樹種の伐採 規定より小さい木の伐採、保護樹種に偽タグ付け 	Lingui Developments の子会社である Samling Plywood (Miri) Sdn. Bhd.	ミリ市にあるサムリン合板工場	<ul style="list-style-type: none"> 双日は Samling Plywood (Baramas) と Samling Plywood (Miri) から合板を購入 蒲郡港と伊藤忠子会社三興プライウッドの貯木場に丸太があつたことを確認
	T/0390	<ul style="list-style-type: none"> ライセンス区域境界線外最大5キロまで伐採 伐採道路建設のための過剰な森林の整地 河岸緩衝地帯での皆伐と伐採瓦礫による川の汚染 	Syarikat Samling Timber Sdn. Bhd. の子会社である Merawa Sdn. Bhd.	ミリ市にあるサムリン合板工場	双日はミリ市にあるサムリン合板工場から購入
	T/0294	<ul style="list-style-type: none"> 必要な環境影響評価を実施せずに再度入って伐採 プロン・タウ 国立公園内で集中伐採（2008年5月13日承認 Batu Lawi 拡張） 違法な道路建設 地形クラスIV（35度以上の斜面）で陸上伐採 	Syarikat Samling Timber Sdn. Bhd. の子会社である Ravenscourt Sdn. Bhd.	ミリ市にあるサムリン合板工場	双日はミリ市にあるサムリン合板工場から購入
	T/9802	伐採道路建設のための過剰な森林の整地	Syarikat Samling Timber Sdn. Bhd. の子会社である SIF Management Sdn. Bhd.	ミリ市にあるサムリン合板工場	双日はミリ市にあるサムリン合板工場から購入
	T/3112	地形クラスIV（35度以上の斜面）と河岸近くで陸上伐採	Syarikat Samling Timber Sdn. Bhd.	恐らくビントゥル市にあるサムリン合板工場	双日は Samling Plywood (Bintulu) から木材を購入
	T/3284	地形クラスIV（35度以上の急斜面）と河岸近くで陸上伐採	Samling Wood Industries Sdn. Bhd.	恐らくビントゥル市にあるサムリン合板工場	<ul style="list-style-type: none"> 双日は Samling Plywood (Bintulu) から木材を購入 蒲郡港と伊藤忠子会社三興プライウッドの貯木場に丸太があつたことを確認
シンヤン・グループ	T/3342	<ul style="list-style-type: none"> 地形クラスIV（35度以上の急斜面）で陸上伐採 伐採道路建設のための過剰な森林の整地 	Shin Yang Industries (Bintulu) Sdn. Bhd.	ビントゥル市のシンヤン合板工場	<ul style="list-style-type: none"> 双日と伊藤忠はシンヤン社から合板を購入 蒲郡港に丸太があつたことを確認 Shin Yang Plywood (Bintulu) Sdn Bhd のラベルの付いた合板がカインズ・ホーム（ペイシア・グループ）とリビングスタイルハウス（岡崎製材）のホームセンターで見つかった。

第2部に示した補強証拠を参照されたい。グローバル・ウィットネスがこの表に示す日本の購買企業にコメントを求めたところ、双日株式会社、伊藤忠商事、株式会社カインズから回答を得たので、本報告書の第2部にその内容を加えた。双日は、サムリン社もしくはシンヤン社が違法伐採に関わったことがあることを否認した。伊藤忠は、サムリン社もしくはシンヤン社による人権侵害もしくは持続不可能な伐採の証拠は見つけていないとした。サムリン社は違法伐採行為の疑いを否定している。

日本のサラワク州との

日本の最も大手の商社の多くはサラワク州から木材製品を調達している。伊藤忠はサムリン社とシンヤン社から買っている。



双日はサムリン社のミリ市とビントゥル市の工場、そしてシンヤン社から買っている。



岡崎市のリビングスタイルハウスと栃木市のカインズ・ホームというホームセンターはビントゥル市のシンヤン社工場からの合板を販売していることが分かった。



サムリン社のコンセッション T/0413 および恐らく T/3284 からの丸太が当時の伊藤忠の子会社、三興プライウッドで見つかった。



高リスク木材の取引



ラジャン川流域のシンヤン社コンセッション T/3342 と重なっている国立公園候補地で違法伐採が確認されている（表1参照）。このコンセッションからの丸太はビントゥル市に運ばれている。



バラム川とラジャン川の各流域のサムリン社のコンセッションで違法伐採が確認されている（表1参照）。バラム川流域のコンセッション T/0411、T/0413、T/0390、T/0294、T/9802 からの丸太は、ミリ市に運ばれる。ラジャン川流域のコンセッション T/3284 と T/3112 からの丸太は恐らくビントゥル市に運ばれる。



2012年10月にグローバル・ウィットネスはリスクの高い木材を特定するために日本各地の港と店舗を訪問した。その調査と研究の結果をここにまとめた。サムリン社とシンヤン社の違法伐採と破壊的な伐採および日本企業との関係について、詳細は、この報告書の表1と第2部を参照されたい。グローバル・ウィットネスがコメントを求めたところ、双日株式会社、伊藤忠商事、株式会社カインズから回答が得られ、レポートに盛り込まれた。図は一定の縮尺で作成したものではない。

地図イラスト：岡林玄典

サムリンのコンセッション T/0413 およびシンヤン社のコンセッション T/3342 からの丸太が蒲郡港の貯木場で見つかった。



違法伐採が確認されているサムリン社とシンヤン社のコンセッションからの丸太は、ミリ市とビントゥル市に運ばれ、そこから輸出されるか、輸出前板や他の製品に加工される。



III. 日本の木材合法性証明制度

日本は、世界第四位の輸入木材消費国であり、英國を本拠地とする研究所チャタム・ハウスによる最近の調査で、日本が米国、英國、フランスと比べて一人当たり2倍以上の違法木材を2008年に輸入していたと推定された。⁷⁸ 2005年に日本は他のG8諸国と共に「違法木材の輸入と市場売買を止めるために」段階的に取り組むことを約束した。⁷⁹ しかし、日本が、伐採部門での汚職、違法伐採、人権侵害が詳細に確認されているサラワク州からの木材に依存し続けていることは、この約束を満たすために日本が取ってきた措置の有効性に疑問を投げかける。

違法伐採は、環境、人権、発展、貿易、ガバナンスに悪影響を及ぼす地球規模の問題として広く認識されてきた。INTERPOLは、違法伐採が主要な熱帯地域の生産国での林業活動量の半分以上、世界の全木材貿易の15-30%を占めると推定する。⁸⁰ 違法伐採とそれに伴う取引は森林減少を後押しするだけでなく、発展を妨げ、汚職などの犯罪活動を助長する。⁸¹

こうした理由から、1998年G8バーミンガム・サミットで日本は他のG8諸国と共にG8森林行動プログラムを策定した。2005年G8グレンイーグルズ・サミットで主要国は「この問題に効果的に対処するためには、木材生産国及び消費国双方の行動が必要である」と合意した。⁸² 日本は、その後、政府調達に関する法律である「グリーン購入法」の下で、中央政府に合法性が証明された木材のみを調達することを義務付ける措置を導入した。⁸³ 米国および欧州連合はそれぞれレイシー法⁸⁴とEU木材法⁸⁵により違法木材製品の取引を禁止する包括的な法律を整備した。より最近、オーストラリアも違法伐採禁止法の下で類似の規定を設けた。⁸⁶ 依然としてグリーン購入法が日本で違法木材製品の取引に対処する主要な法的な仕組みとなっている。

グリーン購入法の基本方針は2006年に改定され、「合法性」が証明された木材製品の購入が義務付けられ、「持続可能な」

製品が優先されることとなった。⁸⁷ 基本方針は、紙類、文具類、オフィス用家具、インテリア、寝装寝具、公共工事資材を対象とするが、日本における熱帯木材の主要な用途の一つであるにも関わらずコンクリート型枠用合板は対象外となっている。⁸⁸ 政府は、対象品目の木材製品に関しては、「原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたもの」を調達することを義務付けられ、「持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの」を優先することとなっている。⁸⁹ 合法性に関する基準のみ遵守義務を伴うので、本報告書では合法性に関する規定に目を向ける。

基本方針の規定に従い、2006年に林野庁は⁹⁰、合法性証明の許容可能な方法を定めたグリーン購入法の実施のためのガイドラインを策定した。⁹¹ 公共事業を受託する企業がこの法律を正しく解釈できるようにすることを意図したガイドラインでは、木材は、「伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること」と定めている。

「Goho-Wood」とも呼ばれる合法木材を証明する三つの方法がガイドラインで認められている：

- (1) FSC、PEFC、SGECなど森林認証制度及びC o C認証制度を活用した証明方法；
- (2) 産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法；もしくは
- (3) 個別企業等の独自の取組による証明方法

二番目の方法が最も広く採用されている：全国規模の木材関連業界団体19団体と全国47都道府県の木材組合は、全国木材組合連合会が定めた雛形に基づき、会員企業の認定を行う自主行動規範と手順を策定している。⁹² この手順で、伐採業者から中間産業、輸出業者、輸入業者、最終的に政府に至る

The screenshot shows the homepage of the Goho-Wood website. At the top, there's a logo for 'goho WOOD' with a checkmark and a tree icon, followed by the text '合法木材推進マーク'. Below it is the main title '合法木材ナビ' (Goho-Wood Navigation). A navigation bar includes links for 'Home', '木材・木材製品を調達する皆さまへ', '木材・木材製品供給者の皆さまへ', 'よくある質問', '関連資料', and 'リンク'. The top right features language selection for 'Japanese' and 'World'. The main content area has a heading '政府調達の対象とする木材・木材製品について、合法性や持続可能性が証明されたものを優先する措置が導入されています。' It lists two green circles: '合法性' (Legality) and '持続可能性' (Sustainability). To the right, there's an illustration of a woman pointing at a speech bubble that says '対象となるのは…' (Those included are...), next to icons for paper, pens, desks, and panels. Another illustration shows a family with the text 'わが家は合法木材' (Our home uses legal wood). A bottom banner states: '日本の「Goho-Wood」制度は木材製品の合法性と持続可能性を証明するとされている。 サラワク州から来るほとんどの木材も合法木材として認められる可能性が高い。'

まで、サプライチェーンの各段階で合法性証明文書を提示したり交わすことになっている。合法木材供給事業者としての企業の認定は、主に合法性を証明する書類を適切に管理し、合法性が証明された木材とそれ以外の木材を分別管理できるかどうかで判断される。⁹³ 購入者は、直接の納入業者から提供される書類以外の方法で、サプライチェーンの合法性を検証することを要求されない。しかも、以下で説明するように、購入者は、サプライチェーンで違法性のリスクが高い場合も、追加の予防策を講じることを要求されない。

日本政府も業界団体も、Goho-Wood 制度の下で、合法な木材製品輸入の割合が増えていると主張してきた。⁹⁴ その中には、合板が大半を占めるサラワク州からの木材製品輸入も大きな割合で含まれる。林野庁は 2012 年⁹⁵に日本の合板輸入の 75% が合法であることが証明されたものだったと推定したが、上述のように、日本の合板輸入の約半分がサラワク州から来ていることも事実である。同様に、サラワク州から買付を行っている双日、伊藤忠、丸紅、住友商事など日本の大手総合商社⁹⁶が加盟し、日本の合板輸入に占める会員シェアを 70% とする⁹⁷ 日本木材輸入協会は、会員による合板輸入の 88% が Goho-Wood 制度に準拠していると推定している（図 3 参照）。⁹⁸

サラワク産木材：合法性も持続可能性も保証されず

Goho-Wood 制度の下では、木材輸出手続を監督するサラワク州政府機関であるサラワク木材産業開発公社（STIDC）が裏書きした輸出証明書が合法性証明書としての役割を果たしている。⁹⁹ しかし、詳細に記録された組織的な違法伐採や慣習的な土地権をめぐって続いている争議など、この報告書で論じてきたサラワク州の林業部門の深刻な諸問題は、サラワク州の木材合法性証明制度の信頼性に疑問を呈する。

ライセンス発行および伐採計画の立案の際の先住民族の慣習的な土地権に関する法的な義務の履行についての配慮が欠けている「合法性」の狭い定義がサラワク州の合法性証明制度の顕著な弱点の 1 つとなっている。¹⁰⁰ 伐採施設および森からの木材の運搬に対する監視の手続にも重大な弱点がある。2009 年に独立した専門家が行った分析で、「丸太から切り株までの物理的な追跡が行われておらず」、伐採地点から 400 キロ離れていることさえある「森林検査事務所に木材が到着する前に政府職員が定期的に関与することがない」ことが見出された。¹⁰¹ 実地検査は伐採の数か月後に行われる場合があり、その時点で違法木材は合法木材と混ざってサプライチェーンに入り、輸出されてしまっている可能性があることを同研究は指摘した。¹⁰² さらに、STIDC は「工場が合法的に供給された丸太のみを加工していることを検証する何らの手続きもなく」輸出許可証を発行している。¹⁰³ この分析では、合法性証明策の有効性は「不確実」であると結論付けられ、「現状の監視レベルで違法伐採を防止する有効な取締まりが行われていると本当に信頼できるか」どうか疑問が残るとしている。¹⁰⁴ 第 2 部で述べたように、マレーシア監査総監が行った評価では、実地検査の際に違法行為が確認され、脆弱な監視と法執行のためにサラワク州で違法伐採が見過ごされていると結論付けられた。¹⁰⁵

サラワク州の合法性証明の仕組みの脆弱さは、欧州連合とマレーシアの間で交渉が進められている自主的二国間協定（VPA）¹⁰⁶からサラワク州が除外されると予想されている主な理由の一つとなっている。この VPA は、EU 市場での違法木材製品の出荷を禁止する EU の法規に準じて、マレーシアからの木材製品の合法性が証明されていることを確実にすることを意図している（図み記事 2 参照）。サラワク州は、VPA から除外されれば、EU に木材製品を輸出することが許されなくなるだろう¹⁰⁷



サラワク州の合法性証明手続きの有効性に関して重大な疑問が呈されているにも関わらず、日本の Goho-Wood 制度では、合法性の証明として、輸出書類への政府の太鼓判しか必要とされていない。

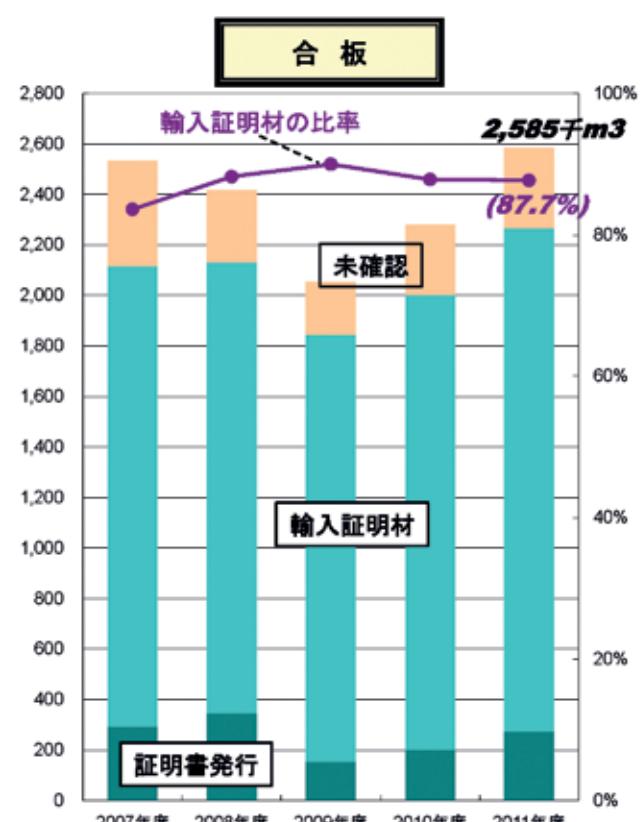


図 3：日本木材輸入協会は、その会員の合板輸入の 88% が日本の Goho-Wood 制度の下で合法性を証明されていると主張する。この合板の多くはサラワク州から来ている。

また、木材貿易を推進するサラワク州政府の利害関係を考えると、STIDCが独立した規制当局の役割を果たす能力は疑問視される。STIDC自体、その子会社を通して多数の木材伐採ライセンスを保有しており、シンヤン・グループの子会社を含め、木材貿易に関わる他の企業にも出資している。¹⁰⁸ タイプ首席大臣も、林業およびプランテーションなどの部門におけるサラワク州政府の公共投資を司っている点で、木材貿易に利害関係を有している。¹⁰⁹ これらの機関は、タイプ一族が大手株主となっている民間企業に対して、もしくは、このような企業との「合弁」開発事業に対して、多額の投資をしている。¹¹⁰

グローバル・ウィットネスがコメントを求めたところ、日本木材輸入協会は、次のように述べた：サラワク州の合法性証明制度は「彼の国でしっかり確立され、現在は効率的に運用されており、日本のNGOを含む独立した委員会によって監視されている。その制度は日本のグリーン購入法の要件を満たしており、7年の間、日本の木材業界に広く受け入れられている。日本で合法性を証明するのに十分な公式な正当性があると確信している。」

日本の違法伐採対策の弱点

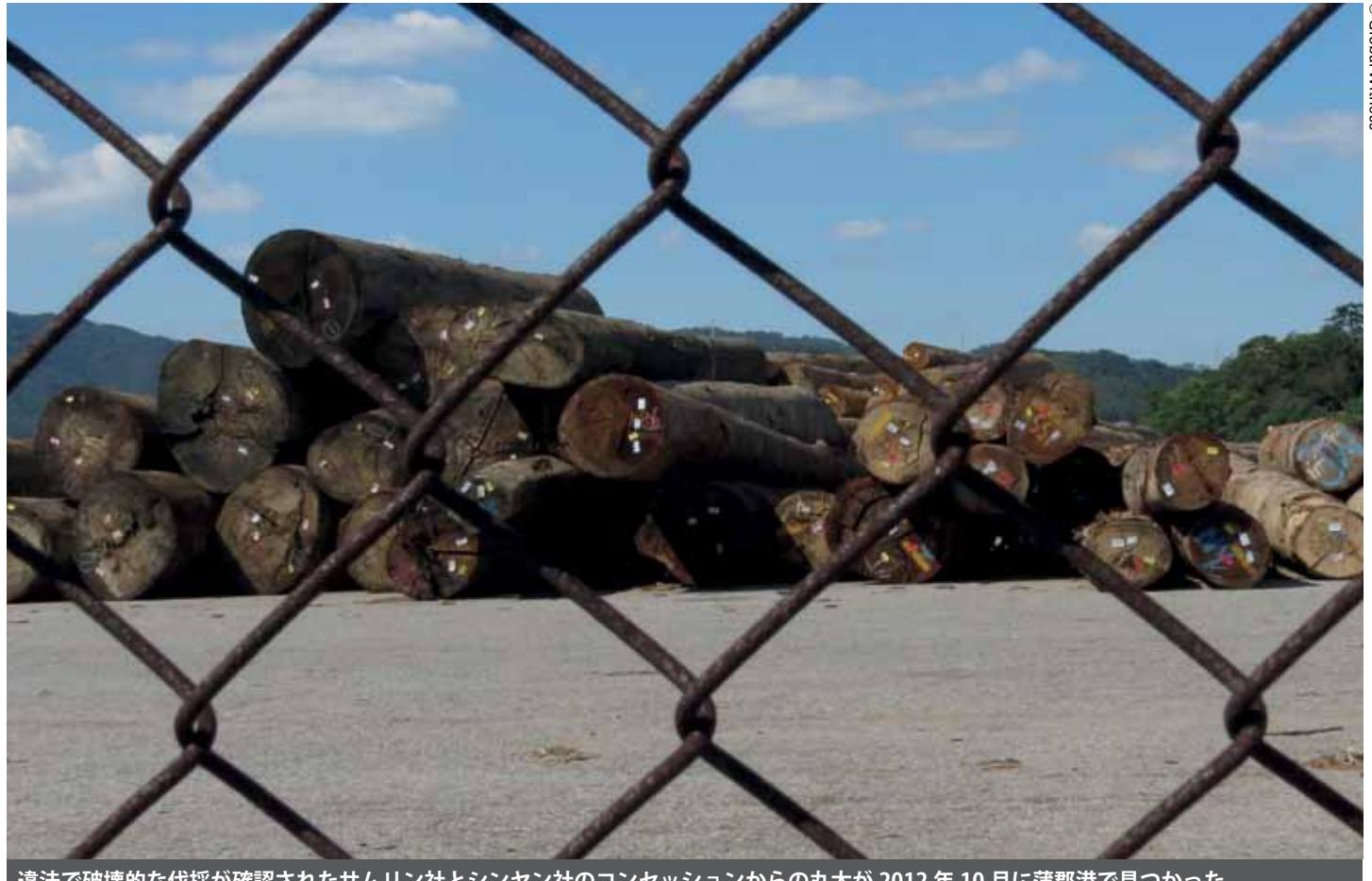
この報告書で提示したサムリン社とシンヤン社の事例は、違法性リスクの高い木材が、ほとんど又は全く検査されないまま日本に流入し続けており、その多くが日本のGoho-wood制度の下で合法性が証明されたものと見做されていることを例証している。広範囲の組織的な違法伐採の重大な客観的証拠、林業・土地開発ライセンスの割り当てに際しての汚職の証拠、土地権をめぐる先住民族による係争中の訴訟があるに

も関わらず、サラワク州からの大量の木材が「合法」と見做されていることは、日本の現行の合法性証明のアプローチに弱さが内在していることを示唆する。最新の包括的な分析で、2008年当時、日本に輸入された全木材製品の約9%が違法だったと推定されていたことを考えると、これは特に憂慮すべきことだ。¹¹¹

日本の現行の違法伐採対策における重大な欠陥の一つとして、グリーン購入法の適用範囲の狭さが挙げられる。グリーン購入法は中央政府による調達に関して義務を課しているが、公共部門は日本の木材製品の消費の約5%しか占めていない。また、グリーン購入法は、熱帯木材の一般的な用途の1つ、すなわちビルを建設する時にコンクリートの型枠として使う合板を対象外としている。¹¹² グリーン購入法は、民間企業や市民が合法的な木材製品を購入することを奨励しているが、義務付けていない。¹¹³ 従って、双日や伊藤忠など民間企業は、輸入する木材製品の圧倒的過半数に関してグリーン購入法に準拠することを義務付けられていない。確かに輸入業者はかなり高い割合でGoho-wood制度を民間部門への供給にも自主的に適用しているが、これらの措置の有効性は、以下に述べる同法律と関連ガイドラインの弱点によって、かなり阻害されている。その弱点としては、「合法性」の定義の曖昧さ、輸入業者もしくは政府が違法リスクを独立評価して適切なリスク軽減策を講じる義務の欠如、法令不順守に対する取り締まりもしくは罰則の欠如などが挙げられる。

1) 曖昧な「合法性」の定義

基本方針およびガイドラインに定める合法性の定義は、「森林に関する法令」¹¹⁴とは何なのかについての具体的な基準を欠いており、そのため「合法性」の定義に関して広い裁量を容認している。サラワク州の場合、木材伐採権の割り当てに際



© Global Witness

しての贈収賄や他の潜在的な法律違反、適正な手数料もしくは税金の不払い、先住民族の慣習的な土地権の侵害を考慮しないサラワク州政府が定める「合法性」の狭い定義を日本木材輸入協会や全国木材組合連合会など日本の木材業界団体は、そのまま受け入れていることになる。合法性の定義は、木材製品の割当、生産及び取引における違法性の主要な様態を確実に網羅してこそ有効なものとなる。米国、EU、オーストラリアの法律では、これらの欠如している要素を包含する十分に幅広い合法性の定義が採用されている。¹¹⁶ 例えば、サラワク州のような地域では潜在的な土地所有権をめぐる多数の法的な争議があるにも関わらず¹¹⁷、グリーン購入法のガイドラインは「合法性」の定義の下で、土地権について配慮するのかどうか、どのように配慮するのかについて明らかにしていない。一方、EU木材法では、木材が合法的に伐採されたかどうか検討する際に「木材伐採により影響を受ける、利用および所有権に関する第三者の法的権利」に関する法律も勘案すべきであると規定している（18ページの図み記事参照）。合法性の定義における土地権への十分な配慮は、恐らく、前段で述べたように欧州連合とマレーシアの間で交渉が進められているVPAからサラワク州が除外されようとしている主要な要因の一つであると思われる。¹¹⁸

2) 厳格なリスク評価と軽減策を実施する義務の欠如

サラワク州の林業部門における汚職、違法伐採、先住慣習権の侵害に関する証拠および州政府の合法性証明制度の重大な弱点は、輸出書類が発行される時点での合法性に関する同政府の主張の信頼性を損なう。しかし、Goho-Wood制度は、違法性リスクの評価もしくは適切なリスク軽減策の実施を購入者に義務付けていないため、こうした状況を考慮していない。¹¹⁹

Goho-Wood制度は、生産国の政府と民間部門からの保証に深く依存し、文書を頼りとするアプローチであり、その保証の真偽について独立検証する適切な仕組みを欠いている。業界団体が出している合法木材ハンドブックは、合法性を証明するための2つの最低限の条件を挙げている：1) 売り手が伐採時の合法性を保証していること、および2) 業界団体やCoC認証団体など第三者から[売り手の保証が]信頼性を保証されていることが分かること。¹²⁰ サラワク州の場合、STIDCが提供する合法性の保証は、前段で説明した理由で信用できない。また、合法性証明を保証する第三者として業界団体に頼ることは、利益相反の可能性があるという点で疑問視される。

グリーン購入法のガイドラインでは、伐採業者から調達する政府機関までサプライチェーンのあらゆる関係者が合法性に関する書類を提供することが義務付けられているが、例えば、元々の合法性の保証が嘘だった場合、合法木材ハンドブックによれば、木材の購入者は、必要とされる書類を取得する適切な手続きに従ってさえいれば、法的な責任を問われることはないという。¹²¹ デュー・ディリジェンスの義務がない現状では、日本企業にとって、違法性リスクが高い場合も、合法性を謳う書類の正確さを検証するインセンティブがない。2012年11月の会合で、双日の代表者は、木材が合法的に生産されたと記したサラワク州政府の裏書きのある出荷書類については問題視していないとグローバル・ウィットネスに語った。¹²²

欧州連合木材法¹²³に関する18ページの図み記事で述べたように、サプライチェーンにおける違法性リスクの評価と適切なリスク軽減策の実施を輸入業者に義務付ける米国、EUおよびオーストラリアの法律に盛り込まれたデュー・ディリジェンス要件とは対照的だ。



欧州連合木材法

2013年3月4日に施行された欧州連合木材法（EUTR）は、「違法に伐採された木材または違法伐採の木材に由来する木材製品を市場に出荷することは禁止される」（第4条1項）とし、「事業者は、市場に木材または木材製品を出荷する際、適切な注意（デュー・ディリジェンス）を払わなければならない」としている（第4条2項）。

本報告書の第3部で論じたように、EUTRは、欧州市場で木材製品を出荷する全ての事業者に適用され、木材が伐採される国々で適用される広範囲な法律について規定し、木材サプライチェーンに対するデュー・ディリジェンスを義務付けることにより、日本のグリーン購入法を遙かに凌ぐ内容となっている。

EUTRでは、木材が伐採される国における「適用法」は、以下の分野を網羅する法律としている：

- ・ 法律に基づき公告された範囲内で木材を伐採する権利。
- ・ 木材伐採に課せられる税金を含め、伐採権および木材に対する代金支払い。
- ・ 木材伐採。木材伐採と直接関係している場合、森林管理や生物多様性保全を含む環境・森林法も対象となる。
- ・ 木材伐採により影響を受ける、利用および所有権に関する第三者の法的権利。そして
- ・ 林業分野に関連する取引および関税（第2条h項）。

デュー・ディリジェンスに関する要件として、企業が自らのサプライチェーンに関する包括的な情報を収集し、違法性リスクを評価し、そのリスクを軽減するために適切な措置を講じることを義務付けている。EUTRの前文は、要件を次のように要約している：

「デューディリジェンスシステムには、情報へのアクセス、リスク評価および特定されたリスクの軽減という、リスク管理特有の3つの要素が含まれる。デューディリジェンスシステムにより、域内市場に最初に出荷される木材および木材製品の出所ならびに納入業者に関する情報にアクセスできるようになるが、その情報には例えば適用法の遵守、伐採国、種、数量、場合によっては国内の地域や伐採許可などの関連情報が含まれる。この情報を元に、事業者はリスク評価を行わなければならない。リスクが特定された場合、違法伐採の木材および違法伐採の木材に由来する木材製品が域内市場に出荷されないよう、事業者は特定されたリスクに見合う方法でリスクの軽減を図る必要がある。」（前文、第17段）

3) 法令不順守に対する法執行もしくは罰則の欠如

Goho-Wood制度は、不順守を抑止する罰則もしくは法執行に関する規定を含め、法の順守を確実にする有効な方策を講じていない。¹²⁴ その代わり、合法木材ハンドブックは、例えば、虚偽の申告の場合は会計関連法令など他の法律により、もしくは民法等に基づく訴訟により罰則を適用し、または認定を行う業界団体のホームページで不正行為をした事業者の社名を公表することもあり得るとしている。対照的に、EU

木材法は、各加盟国に「効果的で釣り合いの取れた抑止力のある罰則」を定め、適用することを要求している。その中には、木材製品の押収、取引許可の停止、投獄、損害・損失に見合った罰金などが含まれ得るとしている。¹²⁵ レイシー法では、違反すると1件につき1万米ドルまでの民事罰、個人で25万米ドル、法人で50万米ドルと禁固5年までの刑事罰に至ることがある。¹²⁶

結論

この報告書では、激しい違法伐採と持続不可能な伐採が、いかにして、嘗て豊かだったサラワク州の熱帯雨林を荒廃させており、何世代も文化と生活を森に頼ってきた先住民族に脅威を及ぼしているかについて報告した。サラワク州政府の環境配慮に関する紛らわしい主張は、増え続ける厳密な分析によって、白日の下にさらされている。サラワク州の森林減少率は、世界で最も高い水準にあり、伐採もしくは開墾を免れているのは、元々あった森林の僅か5%に過ぎない。

最近、グローバル・ウィットネスらが行った調査でサラワク州のガバナンスの危機がいかに根深いものであるかについて嘗てないほど鮮明な洞察が得られた。土地開発と林業のライセンスの割り当てに際して、政府の最上位で組織的な汚職が横行しており、弱い法執行と伐採会社の無節操な振る舞いのために、違法伐採や持続不可能な伐採が広がっている。

サラワク州の林業部門の惨状は、その木材製品の最大の取引相手国の政策から切り離して考えることはできない。過去二十年にわたり、日本はサラワク州から輸出される木材製品の約3分の1を消費し続けてきた。現在も、日本とサラワクの間の貿易は、二国間の熱帯木材取引として世界最大である。従って、日本には、サラワク州で詳細に記録されている汚職、違法伐採、環境破壊、人権侵害に加担しないよう保証する重大な責任がある。マレーシアと欧州連合の間の自主的二国間協定（VPA）の交渉に参加しないことを決めたことからも察せられるように、サラワク州政府は、最大の買付国が疑問をほとんど呈せずに、その色好い約束を額面通りに受け止めている限り、慣習的な土地権、汚職、環境の持続可能性といった

根本的な問題に対処するインセンティブを見出さないだろう。

マレーシア監査総監を含む独立機関による幾つもの調査で、サラワク州の林業部門において違法伐採が一貫して広範囲で確認されているにも関わらず、日本のGoho-Wood合法性証明制度は、サラワク州からの木材製品のほとんどを、サラワク州政府の証明手順を唯一の根拠に、合法なものとして受け入れているようである。サラワク州の詳細に記録されたガバナンス問題に照らしても、これは釈然としないことである。違法伐採は、往々にして政府が自らの法律を執行する能力もしくは意志を欠いていることを物語っており、そのような状況でGoho-Wood制度が政府の請け合いに頼っていることに、根本的な疑問を抱かざるを得ない。この報告書で提案するように、企業と個人に対して木材サプライチェーンに関する厳格なデュー・ディリジェンスを行う法的拘束力のある義務を課し、併せて違法木材製品の輸入を禁止すれば、日本の違法伐採対策は、他の主要工業先進国において確立されている新しい規範に沿ったものとなるだろう。

さらに広く、日本は、国際社会に対して、生物多様性の保全、森林の減少と劣化の抑制、気候変動の緩和などに関して重要な公約をしている。日本がサラワク州のような規制の不十分な国からの熱帯木材を大量に消費し続けていることは、こうした重大な地球規模の問題に対処する誠意に対して疑問を抱かせる。世界第二位の熱帯木材消費国として、日本は、熱帯林の破壊に果たしてきた役割を再考し、この問題に加担しないことを保証する方策を早急に策定すべきである。



激しい伐採によって劣化されている森林は木材やアブラヤシの植栽のために益々開墾され、森林に依存するサラワク州の先住民の暮らしをより危うくしている。これはサラワク州が世界で森林減少率の最も高い地域の一つとなっている主要な要因である。¹²⁷

後注

1. サラワク州の先住民族は、二十以上の民族集団からなり、その人口は同州の総人口の71%に相当する約170万人であると推計される。マレーシア人権委員会(SUHAKAM)、Report of the National Inquiry into the Land Rights of Indigenous Peoples 第2章18項(2012年)。次も参照：マレーシア連邦憲法第161条7項および*Sarawak Interpretation Ordinance* 第3章(Cap. 1 1958 Ed.)。マレーシア連邦憲法は、平等の原則の下で先住民族の慣習的な権利を非先住民の所有権と同等に認めることを義務付けており、第5条(生活権)と第13条(財産権)の下で、補償なしに土地を強制的に収用もしくは使用することを禁止している。

2. 例えば、次を参照：Council on Ethics, The Norwegian Government Pension Fund Global, To the Ministry of Finance, Recommendation of 22 February 2010, http://www.regjeringen.no/upload/FIN/etikk/Recommendation_Samling.pdf、グローバル・ウィットネス、さあ、森のない未来へ(2012年11月) <http://www.globalwitness.org/hubs/hsbc> およびグローバル・ウィットネス、マレーシア・サラワク州の影の中で(2013年3月) <http://www.globalwitness.org/sites/default/files/library/Inside-Malaysia%2E%280%99s-Shadow-State-briefing.pdf>

3. グリーンピースと世界資源研究所(WRI)による「未開拓林ランドスケープ」(IFL) 人工衛星画像で特定された伐採されていない纏まつエリア - www.intactforest.org にて入手可能)の2010年時点の地図に対してグローバル・ウィットネスが行った分析に基づく。後年のLandsat ETM7画像で2010年～2012年半ばにかけて伐採によってさらに劣化したことが分かった地域に関して調整し、IFLとして分類するには狭すぎるが伐採されていない告知済みの保護地域を追加した。最近のある調査は、2009年当時、サラワク州の森林の20%が現状を留めているとしたが(本報告書の6ページの図を参照)、伐採された面積を控え目に推定しており(伐採道路両側350メートルの距離を採用、ヘリコプター伐採を除外)、採用された人工衛星画像の53%は2008年かそれ以前のものだった。次を参照：Bryan JE, Shearman PL, Asner GP, Knapp DE, Aoro G, et al. Extreme Differences in Forest Degradation in Borneo: Comparing Practices in Sarawak, Sabah, and Brunei (2013), PLoS ONE 8(7): e69679 参照。 <http://www.plosone.org/article/info%3Adoi%2F10.1371%2Fjournal.pone.0069679>

4. 例えば、2012年において、サラワク州から輸出された丸太、製材、合板、ベニア、コンパネを丸太に換算した総量360万立方メートルの推定32%および同商品のサラワク州からの輸出総額8億米ドルの36%が日本向けだった。サラワク木材産業開発公社(STIDC)の暫定的なデータからグローバル・ウィットネスが推定、STIDC、Perkasa誌2013年1月～2月号。 http://www.sarawaktimber.org.my/publication/PERKASA_JanMar2013_web_s.pdf

5. 年次報告書および企業ホームページからの情報に基づく。次も参照されたい：全国木材組合連合会(JFWIA)「インドネシア・マレーシアにおける海外現地調査報告書」(2009年3月) <http://www.goho-wood.jp/kyougikai/pdf/h20report-2-1-3.pdf> およびジャパン建材ブルズビジネス第359号(2013年2月) <http://www.jkenzai.co.jp/info/mt-upload/B.B25.2.pdf>

6. 例えば、次を参照：Council on Ethics, The Norwegian Government Pension Fund Global, To the Ministry of Finance, Recommendation of 22 February 2010(前掲)、グローバル・ウィットネス(2012年11月) 前掲書、Global Witness, Signing Their Lives Away: Private Use

Permits and the Destruction of Community-owned Rainforest (2012年9月) <http://www.globalwitness.org/library/signing-their-lives-away-liberia%2E%280%99s-private-use-permits-and-destruction-community-owned>

7. Council on Ethics of the Norwegian Pension Fund(2010年) 前掲書。

8. 例えば、次を参照：Balare Jabu & Ors. v. Merawa Sdn. Bhd. & Ors. (High Court in Sabah and Sarawak at Miri)。2012年10月2日にクチン市のマレーシア連邦裁判所はミリ高裁での再審査を命じた。[http://malaysianlaw.my/attachments/02\(i\)-50-2011\(Q\)_18964.pdf](http://malaysianlaw.my/attachments/02(i)-50-2011(Q)_18964.pdf) 次も参照：Daily Mail, One tribe's war against corporate greed: How the Penan people of Borneo are fighting to preserve their forest against the loggers, 7 April 2013, <http://www.dailymail.co.uk/news/article-2305446/One-tribes-war-corporate-greed-How-Penan-people-Borneo-fighting-preserve-forest-loggers.html>

9. サムリン・グローバル2011年次報告書65-66頁。 <http://202.66.146.82/listco/hk/samling/annual/2011/ar2011.pdf>

10. グローバル・ウィットネス(2012年11月) 前掲書。

11. G8グレンイーグルズ行動計画(2005年)第36項。

12. G8環境・開発閣僚声明(2005年3月18日)第10項。

13. 環境省「違法伐採に対する取組」(2006年) <http://www.env.go.jp/nature/shirin/pamph2/05-6.pdf>

14. 日本国府、平成十二年法律第百号 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)第5条 <http://www.env.go.jp/en/laws/policy/green/1.pdf>

15. 例えば、次を参照：Harris et al, Baseline Map of Carbon Emissions from Deforestation in Tropical Regions. Science 22 June 2012: Vol. 336 no. 6088 p. 1573-1576

16. 例えば、次を参照：Lindsey, R., Tropical Deforestation, NASA, 30 March 2007, <http://earthobservatory.nasa.gov/Features/Deforestation/>

17. Lawson, S. and McFaull, L., Illegal Logging and Related Trade: Indicators of the Global Response, Chatham House, 2010, pp. 50-64, <http://www.illegal-logging.info/uploads/CHillegalloggingpaperwebready1.pdf>

18. 例えば、次を参照：U.S. Department of State, Cable, Sarawak: Opposition adrift; indigenous people lack services; police reject criticism, 2006, <http://wikileaks.org/cable/2006/10/06KUALUMPUR1935.html>.

19. The Star Malaysia, Taib Mahmud being investigated, says MACC, 6 September 2011

20. 例えば、次を参照：Bruno Manser Fund, The Taib Mafia - Stop Timber Corruption, September 2012, p. 9-10, http://www.stop-timber-corruption.org/resources/BMF_Taib_family_report_2012_09_20.pdf

21. グローバル・ウィットネスの調査担当者は、ライセンスに関して7600万米ドルの価格を提示され、タイプ首席大臣に700万米ドル以上のリペートの支払いが必要だと言われた。グローバル・ウィットネス(2013年3月) 前掲書。

22. グローバル・ウィットネスの調査担当者には、一つの土地リースを二揃えの契約書を使って販売することが提案された：少額がマレーシアで支払われてマレーシアの不動産収益税の対象となり、主要部分はシンガポールで非公開の契約により、マレ

ーシア当局に申告せずに支払うことが提案された。同上4ページ。

23. Malaysian Investment Development Authority, 'Taxation: Real Property Gains Tax', undated, <http://www.mida.gov.my/env3/index.php?page=real-property-gains-tax>; Act 169, Real Property Gains Tax Act 1976, art. 31.

24. Transparency International: Taib should step down, 20 March 2013, <http://www.kinitv.com/channel/8?v=8U8VJPyzF6k>.

25. New Straits Times, More than 20 individuals quizzed, 400 files scrutinized: MACC, 30 June 2013, <http://www.nst.com.my/latest/more-than-20-individuals-quizzed-400-files-scrutinised-macc-1.310389>.

26. 國際連合、国連先住民族権利宣言(UNDRIP)第26条。マレーシアは2007年にUNDRIPに賛同した。

27. 例えば、次を参照：Adong bin Kuwau & Ors v Kerajaan Negeri Johor & Anor, No. 24-828-1994 (High Court, Johor Bahru, November 21, 1996); Nor Anak Nyawai & Ors v Borneo Pulp Plantation Sdn. Bhd. & Ors, No. 22-28-99-I (High Court of Sabah and Sarawak, Kuching, 12 May 2001); Sagong Tasi & Ors v Kerajaan Negeri Selangor & Ors, No. MTI-21-314-1996 (High Court of Malaya, Shah Alam, April 12, 2002); Rambilin binti Ambit v Assistant Collector for Land Revenue, Pitas, No. K 25-02-2002 (High Court of Sabah and Sarawak, Kota Kinabalu, July 9, 2007); Superintendent of Land & Surveys Miri Division & Anor v Madeli Salleh, No. 01-1-2006 (Q) (Federal Court, Putrajaya, October 8, 2007); Agi Ak Bungkong & Ors v Ladang Sawit Bintulu S/B & Others, No. 22-93-2001 (High Court of Sabah and Sarawak, Kuching, Jan. 21, 2010); Mohd Ramli Kawi v Lands & Survey Kuching & Another, No. 22-84-02 (High Court of Sabah and Sarawak, Kuching, Dec. 30, 2009)。これらの裁判の分析に関しては、次を参照：IDEAL, Logging in Sarawak and the Rights of Sarawak's Indigenous Communities (2010年4月), <http://www.rengah.c2o.org/assets/pdf/de0209a.pdf>。

28. サラワク州政府、土地法 「サラワク州での土地収用について」、年月不詳、第5条3項～第4条を参照 http://www.landsurvey.sarawak.gov.my/modules/web/page.php?id=232#sect5_3

29. SUHAKAM, Report of the National Inquiry into the Land Rights of Indigenous Peoples. 2012. Section 7.6.

30. 同上 Sections 3.43, 7.92.

31. 例えば、次を参照：Chemian Konsultant Sdn Bhd, Social and Environmental Impact Assessment for the Murum Hydroelectric Power Project: Contemporary Ethnography, 20 October 2011。この環境影響評価書はサラワク州政府の委託によるものだが、林産物がムルム地区のブナン人の家計の大きな割合を占めていること(Sec. 9.3.4)、伐採の影響により5歳以下の幼児の31%が中度の栄養失調、12%が重度の栄養失調を患っていることを示した(Sec. 14.3.1)。<http://sarawak.s3.amazonaws.com/murum/Contemporary%20Ethnography%20RBedit-20-10-11.pdf>。次も参照：SUHAKAM, Report on Penan in Ulu Belaga: Right to Land & Socioeconomic Development, 2007, http://www.suhakam.org.my/c/document_library/get_file?p_id=14662&folderId=26470&name=DLFE-712.pdf

32. The Star, Over 100 NCR land cases still pending, (2009年10月29日), <http://www.thestar.com.my/>

- story.aspx?file=%2f2009%2f10%2f29%2fnation%2f4994833&sec=nation; IDEAL, 前掲書11ページ。
33. International Tropical Timber Council, Report submitted to the ITTC by Mission Established Pursuant to Resolution I (VI) The Promotion of Sustainable Forest Management: A Case Study in Sarawak, Malaysia, 7 May 1990, p. 35.
34. 永久林(Permanent Forest Estate)の面積の減少およびサラワク州での標準的な伐採施業を勘案すると、(ITTOの定義に合致する)「持続可能な」収穫量は年間400万立方メートルとなる。1990年のITTO勧告以降の20年間、サラワク州の実際の丸太生産量は平均して年間1300万立方メートルだった。次を参照: Global Witness, Sarawak Forest: Myths and Reality, (2013年4月3日), <http://www.globalwitness.org/sites/default/files/Sarawak%20myths%20and%20reality.doc.pdf>.
35. Council on Ethics of the Norwegian Pension Fund, 前掲書; グローバル・ウィットネス(2012年11月)前掲書。
36. SarVision, Impact of oil palm plantations on peatland conversion in Sarawak 2005-2010, Summary report, 25 January 2011, <http://www.wetlands.org/Portals/0/publications/Report/Malaysia%20Sarvision.pdf>.
37. Bryan et al, 2013, 前掲書3ページ。
38. 文末注3で説明したグローバル・ウィットネスによる推定値。
39. Bryan et al, 2013, 前掲書5ページ図2, 文末注3で説明したグローバル・ウィットネス推計値。
40. Chief Minister of Sarawak, Forestry in Sarawak, undated, <http://chiefministeraib.sarawak.gov.my/en/perspectives/the-environment>.
41. グローバル・ウィットネス(2013年4月)前掲書
42. WWF, Borneo wildlife, undated, http://wwf.panda.org/what_we_do/where_we_work/borneo_forests/borneo_animals/
43. WWF, About the Heart of Borneo, undated, http://wwf.panda.org/what_we_do/where_we_work/borneo_forests/about_borneo_forests/
44. グリーンピースおよび世界資源研究所(WRI)が提供した2005年と2010年の「未開拓林ランドスケープ」(IFL)の地図の違いをグローバル・ウィットネスが測定したところ、「ハート・オブ・ボルネオ」に含まれる地域の内、サラワク州のエリアは、インドネシア領ボルネオ島、ブルネイおよびサバ州のエリアの合計よりも多くの原生林(200万ヘクタール)が劣化していたことが判明した。www.intactforests.orgも参照。
45. 日本の農林水産省HPによると2012年に日本で使用された木材製品の内、国産材の割合は27.9%。<http://www.rina.maff.go.jp/j/press/kikaku/130628.html>
46. 林野庁「我が国の森林・林業及び木材利用の概観について」(2011年4月)5枚目。<http://www.rina.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/pdf/gaikan.pdf>
47. フェアウッド・パートナーズ、日本の木材需要・供給 <http://www.fairwood.jp/forest/demandsupply.html>
48. Dauvergne, Peter (1997) Shadows in the Forest: Japan and the Politics of Timber in Southeast Asia. MIT Press, p. 8, 176.
49. 日本木材輸入協会(JLIA)専務理事 大橋泰啓氏, Timber Imports and Market Situation in Japan, 第45回 国際熱帯木材理事会(ITTC) (2009年11月), スライド1、11枚目。http://www.itto.int/direct/topics/topics_pdf_download/topics_id=2186&no=2. 農林水産省によると「南洋材」には、インドネシア、マレーシア、パプアニューギニア、ソロモン諸島、フィリピン、シンガポールおよびブルネイからの木材が含まれる(農林水産省)。2012年に日本が輸入した合板の84%はマレーシアとインドネシアからだった:マレーシアから1,551,000立方メートル、インドネシアから947,000立方メートル、中国から311,000立方メートル、農林水産省、2012年木材輸入実績、<http://www.rina.maff.go.jp/j/press/boutai/pdf/130327-02.pdf>
50. 丸太に換算して合計360万立方メートルの丸太、製材、合板、ベニア、コンパネが同州から世界に輸出されたという暫定的なデータからグローバル・ウィットネスが推定、STIDC、Perkasa, 2012年1月~3月号。http://www.sarawaktimber.org.my/publication/PERKASA_JanMar2013_web_s.pdf
51. 日本への輸出量に関するMalaysia Timber Industry Board (MTIB)データ(1,443,000 m³)および農林水産省の輸入合板に関するデータ(2,960,000 m³)を参照。農林水産省、2012年木材輸入実績、前掲書。
52. 全国木材組合連合会(JFWIA)「インドネシア・マレーシアにおける海外現地調査報告書」(2009年3月)前掲書16-25ページ。農林水産省「林産物国外認定工場一覧」 http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/rinsangaijuku.pdf
53. Council on Ethics of the Norwegian Pension Fund, 前掲書; グローバル・ウィットネス(2012年11月)前掲書; 次も参照: Malaysian Auditor-General, Laporan Ketua Audit Negara, Aktiviti Kementerian/Jabatan/Agenzi Dan Pengurusan Syarikat Kerajaan Negeri Sarawak, Tahun 2008, 2009, pp. 68-91. https://www.audit.gov.my/docs/BI/4Auditor%20General's%20Report/2States/Sarawak%20SARAWAK_aktiviti.pdf
54. サムリン・グループ、前掲書9ページ。
55. サムリン・グループ、前掲書65ページ。
56. 次を参照: Samling Global Group, Poll Results from Special General Meeting held on 16 November 2011, 2011, <http://www.hkexnews.hk/listedco/listconews/sehk/2011/1116/LTN20111116458.pdf>.
57. 次を参照: 双日株式会社HP <http://www.sojitz-bm.com/business/product1.html>
58. 違法行為は、サムリン社のマレーシア国外の伐採操業地、具体的にはリベリア、パプアニューギニア、ガイアナでも確認されている。例えば、次を参照: Global Witness et al, Signing their Lives away: Liberia's Private Use Permits and the Destruction of Community-Owned Rainforest, September 2012; Bruno Manser Funds, Samling plays leading role in Guyana's illegal logging scandal, 18 October 2007 http://www.illegal-logging.info/item_single.php?it_id=2382&it=news.
59. Council on Ethics of the Norwegian Pension Fund (2010) 前掲書では、the Malaysian Auditor-General's Report (2009) 前掲書81ページの所見について言及している。
60. Malaysian Auditor-General (2009) 前掲書81ページ。コンセッションT/3112およびT/3284で違法行為が発覚した。
61. Council on Ethics of the Norwegian Pension Fund, 前掲書41、42ページ。倫理委員会は次のコンセッションに関する調査を外部委託した:T/9082, T/0390, T/0411, T/0413, T/0404 (LPF/0021)およびT/0294。深刻な違反には「コンセッション区域外での伐採、既存の国立公園への合併のためにコンセッションから公式に除外された保護地区での伐採、環境影響評価の実施も怠り、再度入って行った伐採」が含まれた。また、許可されている以上の広い範囲での林道沿いの皆伐、川岸の緩衝地帯および川や小川での皆伐による伐採瓦礫汚染、急斜面での道路建設と從来方式の伐採、保護樹種および規定を下回る小径木の伐採といった慣行が日常化していることが発見された。
62. 東日新聞は2012年11月6日に三興プライウッドが2013年3月に操業停止する予定であることを報じた。<http://www.tonichi.net/news/index.php?id=25302>
63. Environmental Investigating Agency, et al, Groups call on Japan to stop buying illegal timber, 15 December 2011, <http://www.eia-international.org/environmental-groups-call-on-japan-to-stop-buying-illegal-timber>
64. この裁判は、現在、サムリン・グループのコンセッションT/0390を含む係争地に対するブナン人の権利について判断するためにミリ高等裁判所で再審査されている。次を参照: Decision of the Federal Court of Malaysia in Kuching, 2 October 2012, op. cit; and Free Malaysia Today, Landmark win for Penans in federal court, 4 October 2012. <http://www.freemalaysiatoday.com/category/nation/2012/10/04/landmark-win-for-penans-in-federal-court>
65. 全国木材組合連合会(JFWIA)「インドネシア・マレーシアにおける海外現地調査報告書」前掲書18ページ。
66. サラワク木材産業開発公社(STIDC) 2011年度 年次報告書 97ページ。<http://sarawaktimber.org.my/publication/1372142767-annualreport2011.pdf>
67. 2012年11月9日のグローバル・ウィットネスが出席した会合での双日の代表者による発言。
68. 2010年12月の日本でのGoho-Woodセミナーでのサラワク森林局Haji Len Talif Saleh氏の合法性証明に関する発表資料54-55ページ。輸出書類の例には、サラワク州ビントゥル市のShin Yang Trading社から日本の蒲郡への、荷受人を伊藤忠商事とするメランティ丸太600立方メートルの出荷のための輸出書類が含まれていた。http://www.goho-wood.jp/topics/doc/sympo2010_report_6.pdf
69. 2010年2月時点のLandsat ETM 7の人工衛星画像を使って測定。グローバル・ウィットネス(2010年11月)前掲書。
70. Shin Yang Industries (Bintulu) 社にライセンスされた伐採コンセッションT/3342。
71. グリーンピースと世界資源研究所が作成した地図の分析により、2000年~2005年にかけてDanum-Linau国立公園候補地の未開拓林143,000ヘクタールがシンヤン社により伐採され、さらに2005年~2010年にかけて36,000ヘクタール、加えて2012年2月末までに27,000ヘクタールが伐採されたことが分かった。
72. SUHAKAM The Murum Hydroelectric Project and its impact towards the Economic, Social and Cultural Rights of the Affected Indigenous Peoples in Sarawak, 2009, Pages 8-9.
73. グローバル・ウィットネスが2011年と2012年に住民及びシンヤン社元従業員から集めた証言。ある村人は、コミュニティーが同社の管理者に伐採について苦情を申し立てた後、「武装した暴力団員」が村にやってきて家畜を銃撃したとグローバル・ウィットネスに話した。
74. 双日株式会社 2012年度年次報告書(英文)、63ページ。<https://www.sojitz.com/en/ir/reports/annual/pdf/2012/sojitz-2012/index.html>
75. 伊藤忠商事 2012年度年次報告書(英文)、72、82ページ。http://www.itochu.co.jp/en/ir/doc/annual_report/2012/pdf/ar2012e.pdf
76. 次の報告書の所見による: グローバル・ウィットネス(2012年11月)前掲書13ページ、ノルウェー年金基金倫理委員会(2010年)前掲書13-31ページ、マレーシア観察監修報告書(2009年)前掲書81ページ。
77. サムリン社のバラム川流域にある伐採コンセッションは、近さと地形の関係でミリ市のサムリン工場に原木を供給している。一方、T/3112とT/3284のコンセッションはラジャヤン川流域にあり、恐らくビントゥル市のサムリン工場に原木を供給していると思われる。シンヤン社のコンセッションT/3342はラジャヤン川流域の上流にあり、ビントゥル市のシンヤン工場に原木を供給している。12~13ページの図を参照。
78. Lawson, S. and MacFaul, F., 前掲書106ページ。
79. G8環境・開発閣僚声明(2005年3月18日)第10項。
80. Nellemann, C., Green Carbon, Black Trade: Illegal Logging, Tax Fraud and Laundering in the World's Tropical Forests, INTERPOL Environmental Crime Programme (eds), 2012, p. 6.
81. 同上, 13-14ページ。次も参照: <http://www.interpol.int/Crime-areas/Environmental-crime/Projects/Project-Leaf>.

82. G8グレンイーグルズ行動計画(2005年)第37項。
83. 環境省 Japan's Green Purchasing Policy-Tackling Illegal Logging(英文)(2007年) 11ページ。http://www.env.go.jp/en/earth/forest/pamph_jgpp.pdf
84. Government of the United States, The Lacey Act, 16 U.S.C. §§ 3371-3378.
85. European Union, Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council of 20 October 2010.
86. Government of Australia, Illegal Logging Prohibition Act (AILPA) 2012
87. 日本政府、環境物品等の調達の推進に関する基本方針(2013年2月) <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html> グリーン購入法で同法を実施するための方針を策定することが義務付けられている。前掲書第6条および7条。次も参照:Japan's Green Purchasing Policy-Tackling Illegal Logging (2007年) 前掲書11ページ。
88. 日本木材組合連合会 合法木材ハンドブック(2012年3月) 26頁。<http://goho-wood.jp/ihou/handbook.html>. 環境物品等の調達の推進に関する基本方針、前掲書153、170ページ。(コンクリート型枠への方針の適用範囲をリサイクル材料で作られたものに限定) および前掲書163ページ注1(合板への方針の適用範囲を建築の木工事に限定)。
89. 環境物品等の調達の推進に関する基本方針、前掲書162ページ。林野庁は農林水産省の傘下にあり、国内森林管理と木材輸入の規制を主管する。
90. 林野庁は農林水産省の傘下にあり、国内森林管理と木材輸入の規制を主管する。
91. 林野庁 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(2006年2月15日)
http://www.rinya.maff.go.jp/j/boutai/ihoubatuh/pdf/gaido1_e.pdf.
92. 全国木材組合連合会 (JWFIA) 合法木材ハンドブック、前掲書76ページ(行動規範)、77~83頁(事業者認定実施要項)。2013年5月31時点で143認定団体、9760事業者が制度に参画していた。http://www.goho-wood.jp/nintei/meibo_info.php.
93. 日本木材組合連合会 合法木材ハンドブック、前掲書78ページ(認定実施要領の雛形)を参照。この雛形の関連規定のほとんどは日本木材輸入協会の認定実施要領でも採用された。次も参照:http://www.goho-wood.jp/nintei_system/dantai_youryo/yunyukyo_dantai_youryo.pdf.
94. 日本国は、2006年以来、認定済み合法木材供給事業者が倍増したことを日本市場における合法木材の増加の証拠として提示してきた。2012年6月29日 加藤修一参議院議員 質問主意書に対する日本政府の答弁書を参照。<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/180/mesai/m180155.htm>
95. 2012年11月11日に日本の横浜で行われたGoho-Wood国際セミナーでの林野庁の柱本修氏による発表資料8枚目。<http://www.goho-wood.jp/topics/doc/121113-pre01.pdf>
96. 日本木材輸入協会 会員名簿
http://www.goho-wood.jp/nintei_system/user/list.php?group_id=7
97. 2012年9月6日Goho-Woodセミナーでの日本木材輸入協会 大橋泰啓氏の発表資料、2枚目。http://www.goho-wood.jp/nintei/doc/h24_kensyu6.pdf (2013年7月16日)
98. 同上、6枚目。
99. 日本木材組合連合会 合法木材ハンドブック、前掲書56ページ。ハンドブックでは、原則的に輸出許可書のみでは合法性を満たしたことにはならないとしているが(インドネシアおよびマレーシアのように)許可証の発行が伐採時の法令準拠も示しているのであれば、それで十分だとしている。サラワク産材に関しては、全国木材組合連合会および同違法伐採対策・合法木材普及推進委員会は「Declaration of Goods to be Exported: Customs No. 2 Rev. 8/89」にSTIDCが署名捺印していれば、合法性の証明になるとしている。同上53、56ページ参照。グローバル・ウィットネスにコメントを求められ、全国木材組合連合会は「Goho-Wood合法性証明制度では、一般的には輸出証明は合法性証明書として認められていないが、輸出証明をする手続きの中に合法木材をチェックするシステムを含んでいるサラワクの輸出証明は合法性の証明書としている」と説明した。
100. J. Lounasvuori et. al, Joint Technical Evaluation of Malaysian Timber Legality Assurance System (TLAS): Independent Report. 3 Feb. 2009, p.35. <http://www.illegal-logging.info/uploads/EFlmalaysiaTLAS.pdf>; <http://www.illegal-logging.info/uploads/EFlmalaysiaTLAS.pdf> 参照。次も参照:FERN, Forest Watch Special – VPA Update, May 2013, <http://www.fern.org/sites/fern.org/files/VPA%20Update%20May%202013.pdf>.
101. 同上。p. 20.
102. 同上。p. 19, Box 4.
103. 同上。p. v.
104. 同上。p. 23, Box 5.
105. Malaysian Auditor-General, (2009年) 前掲書。
106. VPAはEUと6ヶ国との間で締結済みであり、他の国とは交渉が続いている。詳しくは、次を参照:European Forestry Institute, VPAs, 日付不詳, <http://www.euflegt.efi.int/portal/home/vpas/>
107. Jakarta Post, RI exports flourishing despite delays in signing of VPA deal, June 17 2013, <http://www.thejakartapost.com/news/2013/06/17/ri-exports-flourishing-despite-delays-signing-vpa-deal.html>.
108. STIDCの2011年度年次報告書によれば、STIDCはShin Yang Industries (Bintulu) Sdn. Bhd. の株式の30%、Shin Yang Plywood (Bintulu) Sdn. の株式の21%を保有していた。STIDC 2011年度年次報告書、前掲書97ページ。次も参照: Faeh, D., Development of Global Timber Tycoons in Sarawak, East Malaysia: History and Company Profiles, Bruno Manser Fund, February 2011, p. 19, http://stop-timber-corruption.org/resources/bmf_report_sarawak_timber_tycoons.pdf
109. タイプ氏は、タアン・ホールディングズ社との合弁事業を有する土地管理開発機関(PELITA)の長官である(Ta Ann Holdings, Bhd. 2012年度年次報告書 224ページ)。同氏は、SPBグループのSarawak Plantations社の株式の25%を保有するState Financial Secretary Incorporated社のトップである。SPB Group, Interim Report for 2nd Quarter Ended 30 June 2013, 2013, http://ir.listedcompany.com/tracker.pl?type=5&id=52317&redirect=http%3A%2F%2Fspb.listedcompany.com%2Fmisc%2Fquarterly_report_20130630.pdf.
110. 例えば、タイプ氏の従兄弟Abdul Hamed Sepawi 氏は、Ta Ann Holdings Bhd社及びSarawak Plantations Bhd社の会長であり、それぞれ34.35%、30.47%の株を保有している。Ta Ann Holdings社 2012年度年次報告書 222ページ;SPB Group, Interim Report for 2nd Quarter Ended 30 June 2013, 2013, http://ir.listedcompany.com/tracker.pl?type=5&id=52317&redirect=http%3A%2F%2Fspb.listedcompany.com%2Fmisc%2Fquarterly_report_20130630.pdf
111. Lawson, S. and MacFaul, F, 前掲書106ページ。
112. 環境省「違法伐採に対する取組」前掲書。
113. 文末注88参照。
114. 日本政府、グリーン購入法、前掲書、第5条。
115. 加藤修一参議院議員質問主意書に対する日本政府の答弁書、前掲書。
116. 例えば、次を参照:the Lacey Act, 16 USC 3372(a) (2)(B); Regulation (EU) No. 995/2010, Article 2(f) and (h); Illegal Logging Prohibition Act, Sec. 7.
117. 全国木材組合連合会、インドネシア・マレーシアにおける合法性証明の実態調査報告書(2008年3月) 54ページ。<http://goho-wood.jp/kyouigai/pdf/h19report-2-1-3.pdf>
118. FERN, EU Forest Watch February 2010, <http://www.fern.org/sites/fern.org/files/VPA%20update.pdf>
119. 日本木材組合連合会 合法木材ハンドブック 前掲書26、34ページ。森林認証機関(例えば、SGEC、FSC、PEFC)のマークはGoho-Wood制度では、合法性の十分な証明と見做されている。次も参照:Institute for Global Environmental Strategies, Japan's Public Procurement Policy of Legal and Sustainable Timber, August 2007, http://pub.iges.or.jp/modules/envirolib/upload/983/attach/publicprocurement_final.pdf
120. 日本木材組合連合会 合法木材ハンドブック、前掲書13ページ。第三者認証に関しては、同上33ページも参照。
121. 日本木材組合連合会 合法木材ハンドブック、前掲書27ページ。
122. 2012年11月9日にグローバル・ウィットネスも出席した会合での双日側代表者の発言。
123. 米国に関しては、次を参照: Colbourn, E, Lacey Act Amendments of 2008 U.S. Department of Justice, 29 March 2009, http://www.forest-trends.org/~foresttr/documents/?les/doc_696.pdf. EUに関しては、次を参照:Regulation (EU) No. 995/2010, Article 6. オーストラリアに関しては、次を参照:Illegal Logging Prohibition Bill 2012, Sections 14 (Importers) and 18 (Processors)。
124. 日本木材組合連合会 合法木材ハンドブック、前掲書26ページ。
125. 次を参照:European Union, Regulation (EU) No. 995/2010, Article 18.
126. 次を参照:Government of the United States, Lacey Act, 16 USC § 3373. 罰金の金額は、1987年以降に刑事罰の金額が調整されていない法律のためにそれを増額するThe Criminal Fines Improvement Act of 1987に準じて改定された。
127. SarVision, 前掲書。

Global Witness
6th Floor, Buchanan House
30 Holborn
London
EC1N 2HS
United Kingdom

Phone +44 207 492 5820
Fax: +44 207 492 5821
mail@globalwitness.org
www.globalwitness.org

© Global Witness Limited, 2013

US Office
529 14th Street NW
Suite 1085
Washington, DC
20001
United States

Phone: +1 202 621 6666
Fax: +1 202 450 1347

グローバル・ウィットネスは自然資源をめぐる紛争と汚職、及び関連する環境破壊と人権侵害を防止するための調査及びキャンペーンを行います。

本報告書における「グローバル・ウィットネス」への言及は、イギリスにおいて法人化された有限会社グローバル・ウィットネス・リミテッドを指します（会社番号 2871809）。

100%の再生紙を使用しています。